実績の主担当課評価について
評価A：順調（計画どおりまたは計画以上に進んでいる）
評価B：おおむね順調（計画どおりに進んでいるが、いくつか課題がある）
評価C：順調ではない（計画や需要に対する課題が多い）
評価D：評価対象外（社会情勢の変化等の影響で事業が未実施・終了）

【こども基本法第11条　こども施策に対するこども等の意見の反映】に基づく、声を聴く取組みの実施状況について
A：実施している　　B：実施する予定
C：実施方法を検討中　　D：実施していない

基本目標Ⅰ　ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

方針（1）　妊娠前・出産期からの切れ目ない支援

①　相談窓口機能の充実・専門職を軸とした支援機関同士の連携の推進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※こと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
1	子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター	新規	■子どもや子育て中の世帯が抱える課題に対し、情報提供や助言、必要な関係機関につなぐ等の支援を行う。また、市立小中学校の学習者用端末に相談の入口を設け、相談しやすい仕組み作りを行い、子どもからのＳＯＳを見逃さない体制づくりを構築する。 ■地域の子育て相談機関からの相談も受け、子育て相談機関のネットワークの構築を図る。	■子ども自身からの相談、子育て全般に関する相談や成長、発達、健康に関する相談など子どもに関するあらゆる相談を受け、課題解決に向けた伴走型支援を行う。	■相談者実人数（人） 子ども：84　　大人：176　その他関係機関：9　　計269件 ■延べ相談件数（件） 子ども：639　大人：488　その他相談機関：102　計1,229件 ■いじめが疑われる相談について、教育委員会・学校等へ報告を実施（9件） 虐待が疑われる相談について、子ども家庭支援センター相談援護係へ報告を実施（13件） その他、必要に応じて関係機関と連携しながら必要な支援を実施した。 ■相談のハードルを下げるため、市内公立小中学校で使用している学習者用端末からも相談できる仕組みを導入。 ■チラシやポスターでの事業周知を実施した。 ■子どもからの相談のハードルを下げるため、学習者用端末やメールなどの非対面相談や匿名相談も可能としており、子どもたちから多くの相談が寄せられている。子どもからの相談の内５７%は学習者用端末を使っての相談。	B	■本事業をより多くの市民にご活用いただくために、さらなる事業周知が必要。 ■子ども自身が相談しやすい環境を整える。 ■まだ相談に繋がっていない小学校があるため、全ての小学校の児童が本事業を利用できるよう学校への働きかけを継続。 ■地域の社会資源との連携強化。	A	■児童館での出張相談の際、児童館利用中の児童生徒に、事業利用促進のための意見を伺った。
2	子ども家庭総合相談・子育て相談・子どもの虐待相談	子ども家庭支援センター	継続	■子どもと家庭に関する総合相談窓口機能を有し、児童虐待、障害、非行、育成、母と子の健康など、様々な相談を受ける。 ■日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会のネットワークを生かし、子ども家庭支援ワーカーが調整役として、連携機関と情報共有・情報交換・支援を展開し、支援機関同士の連携を図る。	■引き続き、リーダーを中心としたチーム制をより機能的な形態にすることで、増え続ける相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■困難ケースや重篤な虐待については、八王子児童相談所との連携を密にして対応していく。	■相談受理件数 1,630（内、虐待受理件数733件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 32,726件 ■個別ケース会議等 95件	A	■就労をしている世帯も多くあり、夜間や土曜日等の時間外での対応が増加している。	A	■対象児童や家庭への聞き取り。関係機関への訪問や会議の開催等。
3	相談支援事業	発達・教育支援課	継続	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、０歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。 ■「子どものこころ電話相談」で子ども本人や保護者からの相談を受ける。	■0～18歳の子どもおよび保護者を対象に、発達面や行動面、学校等の集団生活面における相談を行う。 ■相談内容に合わせて、心理相談や保健師による一般相談、SSWによる相談、就学入級転学相談等、問題の改善・解消につながるような支援を行う。 ■「子どものこころ電話相談」では匿名相談も含め、電話による相談を行う。	■相談内容に合わせて、心理士や保健師、SSW、就学相談、ST、OTなどで対応を行った。また、センター内で対応を検討し、必要に応じて多職種で連携しながら相談対応を行った。 ■相談者数が多いため、相談枠の空きが少なく、新規相談の待期期間が発生しており、新規枠を臨時で増やす等の対応をしている。	A	■相談申込数が多く、心配なことがあり相談申込があってもすぐに対応できないことがある。 ■相談内容の緊急度等に合わせた柔軟な対応や、相談枠の臨時設定などにより対応が行えるか検討しているところ。	A	■一方的なアドバイスをするのではなく、相談者の気持ちや希望を確認し、支援側のできること、できないことを提示するといった対話を中心に支援を行っている。
4	乳幼児歯科相談事業など	健康課	継続	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、１歳６か月児歯科健康診査、３歳児歯科健康診査等を実施する。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施する。	■乳幼児歯科相談の個別指導にて、口腔内での歯磨き指導を実施する。 ■乳幼児健診等にて来所者に乳幼児歯科相談の事業周知を行う。	■むし歯のある子どもは、1歳6か月児健診で6名、3歳児健診で48名おり、歯科受診を支援した。 ■幼児むし歯予防講習会を18園1,002名に対して実施し、昨年度より2園実施施設が増え歯磨きの方法と重要性について伝えた。 ■乳幼児歯科相談の対象者の見直しを行い、0歳から未就学児に対象者を拡大した。受診者は438人となり、昨年度と比較し271人増となった。	A	■引き続き事業を実施し、乳幼児の口腔の健全な発育・発達を促す。	A	■乳幼児歯科相談初回参加者に対し事業アンケートを実施し、意見等があれば事業に反映している。
5	女性相談・にじいろ相談	平和と人権課	拡充	■女性相談 ： 自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性のこと、夫やパートナーからの暴力、不安な時など の相談窓口。女性相談員が対応し、性別問わず相談が可能。 ■にじいろ相談 ： 多様な性、性的指向、性自認などのセクシュアリティの悩みの相談窓口 ■どうらも、どこに相談したらよいかわからない、話す相手がいない時などに、相談相手の気持ちに焦点を合わせ一緒に考えていく	■女性相談 ： 毎月第１から第４火曜日は18時から20時までの3コマ、毎月第１から第４水曜日は9時45分から15時の5コマ、第1金曜日の13時30分から15時30分の3コマで相談を行う。 ■にじいろ相談 ： 毎月第3金曜日の13時30分から15時30分の3コマで相談を行う。	■女性相談 ： 302件 ■にじいろ相談 ： 10件	B	■女性相談における男性相談は増えてきている状況であるが、女性相談という名称から男性も利用できることが分かりづらいため、名称変更も含め周知方法の検討が必要である。にじいろ相談の相談件数増加に向けて周知方法を改善し、数値の増加はうかがえたが、継続して周知啓発に努める必要がある。	D	■多世代を対象としているため、子ども・若者の声をどこまで声を聞く取り組みにつながっているのか判断ができない。

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
6	地域子ども家庭支援センター ・子育てひろば	子ども家庭支援センター	継続	■地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。（地域子ども家庭支援センター） ■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。（子育てひろば）	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。 ■子育てひろば事業は、来所者のニーズにあった啓発講座等の企画を継続する。 ■相談事業は、相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター本部に繋ぎ、連携した支援を行う。 ■子どもなんでも相談と子育てひろばとの連携体制を構築する。	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①啓発講座 ≪単独≫実施回数：1，480回　参加者数：3，208組 ≪保育園等の協力≫ 実施回数：34回　参加者数：251組 ≪支援グループ等市民と共催≫ 実施回数：13回　参加者数：181組 ②相談事業 受理件数：4，923件 ③子育てサークル 登録団体：6団体 訪問件数：45回 ④子育て支援グループ 登録団体：9団体 ■利用しやすく、安心できる親子の居場所とするため、職員間の交流を含めた研修会を実施（子育てひろば開およびなんでも相談職員を含む） ■子ども家庭支援センターの心理士による、職員を対象にした巡回相談を実施。	B	■特に乳幼児の多い地域では子育てひろばの需要は高い。 ■父親の来所が増加しており、父親向け企画をさらに充実させていく必要がある。 ■子育てサークルの活動継続への課題が大きくなっている中、よりきめ細かい活動支援が求められる。	A	■ひろば内に投書箱を設置。ご意見があった場合は対応を検討し、回答を掲示。
7	利用者支援事業（こども家庭センター型）	子ども家庭支援センター	継続	■母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべての子どもとその家庭（妊産婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。	■東京都のこども家庭センター体制強化事業に取り組む ・妊娠期からの切れ目のない支援を実現するため、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を受講する。 すべての家庭が健やかに子育てできる環境を整えることで、虐待の未然防止に繋げる。	■チーム毎の新規ケースの事例検討会、受理支援方針会議に母子保健部門及び児童福祉部門の職員が出席、検討し包括的な支援を実施することができた。 連携して支援した家庭数：103件 ■母子保健部門及び児童福祉部門合同またはそれぞれでサポートプランを作成することで、切れ目ない支援を実施した。 作成数　母子保健部門：38件　児童福祉部門:52件	B	■妊娠期から、母子保健部門及び児童福祉部門が一体となりエビデンスに基づいた包括的な切れ目のない相談支援を行うことで、虐待の未然防止に繋げる。	A	■妊婦面接終了後のアンケート ■妊娠６～８か月アンケート ■サポートプラン
8	利用者支援事業（特定型）	保育課	拡充	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。平成30年度（2018年度）から保育コンシェルジュを配置し、令和６年度（2024年度）から４人に増員。保育課窓口で保育所入所相談等を行うほか、子育てひろばなどでの出張相談を行う。	■多様化する保育ニーズに応じて、相談業務や相談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。 ■保育課窓口に来庁することが難しい保護者向けに、出張相談の拡充（実施場所・回数の増加、予約制の導入等）を継続する。	■保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供、相談業務に応じた。 ■人員：４人体制（交代勤務。元公立保育園長１人＋会計年度任用職員３人） ■勤務時間：月～金曜日、8:30～17:15 ■内容：保育園利用相談等 ■相談件数：窓口3，884件（▲803人/▲17.1%）、電話5，779件（+232件/+4.2%） ■出張相談の実施（42回，146人）	A	■保育施設入所申請について、従来は窓口受け必須のため、全申込者に対する丁寧な案内が実施できたが、令和7年度より電子申請となったため、窓口相談件数が減少することになった。1件の相談に十分な時間を割くことが可能になった反面、相談に来ない方への情報発信の在り方は検討していく必要がある。	A	■窓口や電話で出た保護者意見を基に、分かりやすい説明や、対応マニュアルの見直しを実施している。
9	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）	子ども家庭支援センター	新規	■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、また、各母子保健事業につなぐことで、妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する。 ■妊娠の届出時の母子健康手帳の交付及び妊婦面接や新生児訪問等の各母子保健事業を通した切れ目のない伴走型相談支援。	■妊娠の届出時の妊婦面接や妊娠６～８か月アンケート等を通して妊娠期から伴走型相談支援を実施することで、妊娠期からの不安等軽減に取り組む。	■妊娠届出数：1，218人 ■妊娠6～8か月アンケート回答数：881人（回答率82.1%）	A	■妊娠6～8か月アンケートはSMSを活用しているが、送信ができない妊婦へのフォロー。	A	■妊婦面接終了後のアンケート ■妊娠６～８か月アンケート
10	民生委員 ・児童委員（主任児童委員）	福祉政策課	継続	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動。さらに、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動。 ■赤ちゃん訪問を実施する。赤ちゃんのいる家庭を訪問して育児支援品を配布する見守りアテンダントを兼ねる。 ■関係機関との連携強化のため、児童委員・児童相談所・子ども家庭支援センター・学校関係等協議会（四者協）を実施する。	■赤ちゃん訪問を月に約90件実施する。また訪問時に状況等を伺えた時には育児支援品を配布する。 8月下旬頃に四者協を実施する。	■赤ちゃん訪問を月に約90件実施。 8月27日に四者協を実施。	B	■対応してもらえない家庭が増えてきている為、今後検討しなくてはならない。	A	■困りごとを聴いて、繋ぐ役割を持って活動している。
11	子ども若者支援地域協議会設置に向けた検討	子育て課	新規	■修学及び就業のいずれもしていない、又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための関係機関のネットワークの構築を目的に協議会の設置について庁内で検討する場を設ける。（子育て課） ■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。（子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）	■ヒアリングを踏まえた、類似会議体の確認	■関係課へのヒアリングの実施	C	■まだ、協議自体が進んでいないため、方向性が見えない。	C	■まだ、協議自体が進んでいないため、方向性が見えない。
	子ども若者支援地域協議会設置に向けた検討	子ども家庭支援センター	新規	■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。（子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）	■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。（子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）	■協議なし	C	■まだ、協議自体が進んでいないため、方向性が見えない。	C	■まだ、協議自体が進んでいないため、方向性が見えない。
	子ども若者支援地域協議会設置に向けた検討	セーフティネットコールセンター	新規	■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。（子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター）	■子育て課、子ども家庭支援センターとともに、類似している会議体の内容や構成員等を把握及び整理し、統合に向けての検討を開始する。	■①若年支援の必要性、②若者に関する相談内容の事例、③協議会を設置した場合に参加メンバー、⑤整理統合できそうな会議体、⑤他の自治体の類似の会議体、⑥若者支援を市で行っていくための人員体制等について、子育て課と協議を開始した。	B	■現状、子どもに関する会議体が複数あることから、まずは何のために協議会を設置するのか目的を整理する。 ■近隣自治体と若者支援を進めた方が良いと考えた場合、広域での支援を検討する。	D	■子育て課と協議を開始したところであり、まだ子ども・若者・保護者などの当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く段階ではないため。

② 出産前後の育児支援体制の推進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
12	プレママ（妊婦）及び乳幼児健康相談事業	子ども家庭支援センター	継続	■育児全般に関する気がかりや子育てをめぐる母親自身の不安や悩みを抱えながら育児をする保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげる。	■市内９か所の児童館とみらいくで、専門職（保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士）による個別相談と身長・体重計測を実施。 ■母子健康手帳交付時、新生児訪問、乳幼児健診等で、妊産婦等に対し地域の相談場所として周知を行う。 ■新生児訪問や乳幼児健診後のフォローの場としての活用し、成長発達の経過確認や保護者等への不安の解消につなげる。 ■市民対象のアンケート実施並びに次年度に向けた事業見直しを検討。	■市内９か所の児童館とみらいくで、専門職（保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士）による個別相談と身長・体重計測を年32回実施。来所者１８７人（内訳：乳幼児１８７人・妊婦0人） ■母子健康手帳交付時、新生児訪問、乳幼児健診等で、妊産婦等に対し地域の相談場所として周知を行った。 ■乳幼児健診後のフォローの場としての繋がりをよくするいために相談代理予約を行った。 ■開催児童館に対し、児童館の状況も含め本事業に関するアンケートを実施した。	B	■妊婦の利用がないため、より事業の目的に沿った運営ができるよう利用の周知が必要。 ■実施場所によって相談人数に格差があるため、今後事業としての方向性の検討が必要。	D	■事業目的が、個別の相談者への相談支援である。そのため、現時点では、相談内容の分析や集約をし、施策等へ意見を反映させるまでには至っていないため。
13	保育園での妊婦受入れ	保育課	継続	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、０歳児を受入れている市立保育園で初妊婦の保育体験受入れを行う。 ■０歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じる。	■１園で年３回実施する。 ■タッチケア、子育てに関する質問コーナー、赤ちゃんの授乳や遊びなど日常生活の様子を見学できる園内見学など	■１園で年２回実施。参加者４名。 参加者の中には父親の参加もあり、子育てに関する質問が多くあった。 ■タッチケア、子育てに関する質問、赤ちゃん授乳や遊びなど日常生活の様子を見学できる園内見学を行った。	A	■参加希望者数向上のため、LINE配信など広報手段を改善する。	A	■子育て相談にて保護者の質問意見を丁寧に聞き取り、相談に応じることができた。特に父親からは、質問できる機会が少ないので参加できてよかった、との声もいただいている。今後も幅広い層に対応できる子育て相談事業を検討する。
14	妊婦健康診査	子ども家庭支援センター	継続	■妊娠の届出をされた方に、都内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び子宮頸がん検診受診票（１回分）、妊婦超音波検査受診票（４回分）を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。	■妊娠の届出時に、妊婦健康診査受診票（14回分）及び子宮頸がん検診受診票（１回分）、妊婦超音波検査受診票（４回分）を交付。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。都内医療機関での妊婦健康診査の際に使用することを案内。 ■受診票を使用できない医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。 ■都外医療機関等での受診による償還払いのほか、多胎妊娠で14回を超える妊婦健康診査を自費で受診した場合、申請に基づき5回まで1回あたり上限5，000円の助成金を交付。 ■産婦健康診査受診票及び1か月児健康診査の都内共通受診票を交付。（公費負担開始：令和8年10月1日）	■妊婦健康診査受診者数(人) 1回目:1，166、2回目:1，159 3回目:1，145、4回目:1，112 5回目:1，094、6回目:1，075 7回目:1，053、8回目:1，030 9回目:969、10回目:918 11回目:828、12回目:684 13回目:490、14回目:299 超音波検査1回目:1，167、2回目:1，121、3回目:1，074、4回目:926 子宮頸がん:1，154 ■妊婦健康診査助成金申請件数　122件（多胎妊婦健診1件含む）	A	■産婦健診及び1か月児健診等の結果の管理方法	D	■健診項目や健診回数等については東京都全域で統一されたものであるため
15	入院助産	セーフティネットコールセンター	継続	■妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設において助産を行う。	■経済的に困窮する妊産婦の早期発見に努め、相談の過程で必要な支援機関との連携を図り、出産に係る費用負担を行う。	■経済的に困窮する妊産婦に対し、支援機関との連携を図り、出産に係る費用負担を行った。 決定件数4件	A	■入院費用助産が真に必要な妊産婦への情報提供ができるよう、支援機関との綿密な情報共有が必要である。	A	■支援機関があれば綿密に情報共有し、妊産婦の希望や状況に適した助産を実施している。
16	乳幼児健康診査	子ども家庭支援センター	継続	■３～４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診を集団健診で実施する。 ■上記３つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、引き続き子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開する。 ■上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について居所不明児のシステムと連動させている。	■３～４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診を集団健診で実施 ■健診会場支援システム導入による効果検証（受診者の健診時間短縮等） ■３つの健診対象者に対して、日野市で未受診の場合、受診勧奨連絡や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開。 上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について相談援護係へ報告し、居所不明児のシステムと連動させる。	■健診受診率 乳健 96.82%、1.6健　96.69%、3健 96.44% ■未受診把握率（未受診の理由を把握したもの） 乳健　100%、1.6健 100%、3健 100% ■子ども家庭支援センター相談援護係との連携数（未受診の理由を把握するために連携したもの）　7件 ■健診会場支援システム導入に対してのアンケート実施	A	■受診中の待ち時間に係る対応	A	■システム導入に係る効果検証と合わせて乳幼児健診事業に関するアンケート調査を年3回実施
17	新生児聴覚検査	子ども家庭支援センター	継続	■妊娠の届出をされた方に、出産後、都内医療機関で使用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担を行う。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。	■妊娠の届出をされた方に、出産後、都内医療機関で使用できる新生児聴覚検査受診票を交付する。新生児聴覚検査の際に使用することで、上限額まで公費負担を行う。 ■受診票を使用できない都外医療機関等での受診については、申請に基づき助成金を交付する。	■要精密検査 8件把握。フォロー実施。 ■新生児訪問記録票や未受診フォロー記録票、3，4カ月児健診時の聞き取りなど各事業で聴覚検査結果の把握に努めた。 ■新生児聴覚検査受診費助成金申請件数　95件	A	■検査結果の把握方法の整理 ■要フォロー方法の体制整理	D	■配慮が必要な内容であり情報収集を慎重に行っているため。

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバクの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
18	産後家庭向け配食サービス	子ども家庭支援センター	継続	■新しい生命を授かった家庭での安定した新生児の育児を支援することを目的に、産後のお母さんが健康を保てるよう栄養バランスのとれた昼食を定期的にお届けし、併せて産後の見守りを行うサービス。	■昼食の配達を通じた新生児家庭の見守りにより、支援が必要な状態の早期発見につなげていく。 ■令和7年度末にて新規受付は終了し、令和8年度をもって事業を終了する。	■利用家庭数　219件 ■総配食数　2,702食	B	■同じ事業スキームを持つ高齢者配食サービスの自己負担額の変更により利用者は激減し、配食事業者の撤退があった。これにより配食可能エリアも市内全域が難しくなるなど、事業継続上の課題が浮き彫りになっている。 ■本事業は令和3年度より、コロナ禍における産後家庭の孤立防止対策として、国のコロナ対策交付金を活用して開始した経緯あり。当初目的の達成や、ここ数年間に新たに開始した国や都の様々な産後家庭支援・給付金の充実を背景に、事業の見直しを行う必要。	A	■web形式の利用者アンケートを全件実施。
19	産後ケア事業	子ども家庭支援センター	継続	■出産後の母子に対し、自宅や施設で休息や授乳、育児に関するケアを受けることができるサービス。 1, お母さんのケア（健康状態のチェック、乳房ケア、通所型・宿泊型の食事の提供など） 2, 赤ちゃんのケア（体重・健康状態のチェックなど） 3, 育児の相談　（授乳、沐浴、スキンケアなどの助言） 4, 育児サポート　（休息、心身のケアなど）	■訪問型、通所型、宿泊型のサービスの実施 ■利用者のニーズに沿ったケアが実施できるようケア内容の確認及び指導 ■サービス充実のため委託形態並びに利用者負担額の見直し検討 ■安全管理を徹底するためマニュアルの確認及び現地での安全管理の確認 ■母子健康手帳交付窓口や新生児訪問、個別支援等母子保健事業で妊産婦やその家族へ周知を行い、利用促進し、産後の負担軽減、母子の愛着形成を促進	■申請時期を産後から妊娠中（32週から）へ申請期間の拡大 ■申請者数　574名 ■利用者数（実人数） 訪問　154名、通所　183名、宿泊　139名 ■利用回数（延べ） 訪問　300回、通所　452回、宿泊　264回	B	■委託施設拡充も毎年利用者が増加しており、宿泊・通所は、希望に合わせた予約が取りづらい状況であること。 ■利用者負担額 ■事業拡大に伴う事務量の増	A	■サービス利用後、利用者アンケートを実施。いただいたご意見を事業者を含めた検討会での共有、事業内容の検討に反映できるか適宜検討。
20	子育て講座	子ども家庭支援センター	継続	■参加型の講習会（子育て講座、ベビーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の"子育て力"の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関する総合的な力を養うための事業。	■子ども包括支援センター内子育てひろばにて連続講座を開催する。 ■両親ともに参加しやすい休日にベビーマッサージ教室を開催する。 ■令和8年度より、子育てひろばに来所するきっかけづくりとしてリトミック教室も新たに開催する。	■幼児期すくすく子育て連続講座 全4回開催、延べ58名参加（参加8組） ■ベビーマッサージ ①万願寺：4回開催（22組参加） ②多摩平：4回開催（25組参加）	B	■幼児期すくすく子育て連続講座 普段利用されている子育てひろば交流スペースを会場とした母子同室の子育て講座は、参加ハードルも低く受講者の満足度も好評。一方で、開催時間帯によって集客の差が顕著であり、利用しやすい子育て講座の開催方法について、利用者の意見を聞きながら模索していく必要がある。 ■ベビーマッサージ 特に新規参加者（初来所者）の層に対し、子育てひろばに来るきっかけとなってもらいたい狙いがあるため、事業周知（新規獲得）に注力する必要がある。	A	■連続講座の回ごとに参加者同士の話し合いや講師に直接質問できる時間を設定。
21	ママパパクラス	子ども家庭支援センター	継続	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■保健・栄養コース、沐浴コースを実施。 ■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のＤＶＤを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるようにママとパパを対象に、妊娠・出産・新生児期育児についての教室を開催する。 ■運営方法について利用者視点にたって検討し、1人でも多くのママとパパが参加することで安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるようにしていく。	参加者数（延べ） ■保健コース（10回） 妊婦：263名　夫等：201名 ■沐浴コース（12回） 妊婦：292名　夫等：283名	A	■予約枠の制限（予約が取れない） ■夫及びパートナーに向けた情報発信の内容、方法の検討	A	■参加者へ教室終了後、内容の意見、満足度などのアンケートを実施。アンケートは集計し、適宜内容修正を行ったり、次年度の開催方法の検討材料としている。
22	産婦人科・小児科 オンライン健康相談	子ども家庭支援センター	新規	■小児科医、産婦人科医、助産師による24時間対応可能なオンライン健康相談。 ■医療機関への受診可否や症状の相談だけでなく、かかりつけ医では相談できないような軽微な育児・子育て相談を実施する。 ■親や子育て世帯不安・孤立に妊娠期から寄り添い虐待予防を推進する。	■母子健康手帳交付窓や新生児訪問、個別支援等母子保健事業で妊産婦やその家族へ周知を行い、利用促進し、妊娠期から子育て期までの不安や悩みの解消を目指す。 ■子育て関係部署の職員の利用を促し、職員の業務上での疑問点の解決に活用する。 ■不妊に関する相談、性に関する悩みの相談窓口の１つとして周知を行う。 ■中高生世代向けチラシの配布及び周知。	■登録者数：367名 ■相談件数 ＜産婦人科＞夜間相談：77件、　いつでも相談：725件、日中助産師相談：229件 ＜小児科＞夜間相談：148件、いつでも相談：1,052件	A	-	A	■相談後、利用アンケート実施。委託事業者と半期に一回統計データの検証を実施。

③　専門職等によるアウトリーチの強化

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバクの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
23	妊産婦サポート事業	子ども家庭支援センター	継続	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣し、妊婦や子育て世帯への切れ目ない支援をすることで、出産前後の育児不安に対応する。	■訪問実施時に、妊産婦やその家族に周知を行い、利用を促進することで、家庭の家事育児負担を軽減し、安定した妊娠生活や養育環境を整えることを支援する。	■育児家事訪問支援員 延べ訪問日数１，２５３日 延べ訪問時間２，２０５時間	A	■事業の更なる周知	A	■妊産婦や父より、聞き取りを実施。
24	養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター	継続	■妊娠や子育てに不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に育児技術訪問支援員を派遣し、不適切な養育状態を改善し、継続的な見守りを行うことで、子育ての孤立化を緩和し、児童の養育を行えるよう支援する。	■東京都のこども家庭センター体制強化事業に伴い、母子保健係を始め各関係機関と連携を深めて要支援家庭を把握し、支援を実施し虐待防止に努める。	■育児技術訪問指導員 延べ訪問日数123日 延べ訪問時間97時間	B	■派遣をしたい世帯に対して、同意を得られず定期的な見守りにつなぎされない場合がある。	D	■一般公開をしている事業ではないため。
25	新生児訪問	子ども家庭支援センター	継続	■出産したすべての子どもの家庭に、助産師または保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施する。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健指導を実施していく。	■赤ちゃん訪問 訪問受理数：1,126件 訪問実施数：1,094件（うち2回目訪問2件）中、生後28日以内の訪問実施数：308件（28.1%）	A	-	D	■子ども家庭支援センター入訪問についてご意見をいただいた際は、内容を精査し素早く改善できるよう動いている。
26	子育て世帯訪問支援事業	子ども家庭支援センター	新規	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に育児家事訪問支援員を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭等が安定した児童の養育を行えるよう支援する。	■東京都のこども家庭センター体制強化事業に伴い、母子保健係を始め各関係機関と連携を深めて要支援家庭を把握し、支援を実施し虐待防止に努める。	■子育て世帯訪問支援員 延べ訪問日数121日 延べ訪問時間188時間	B	■派遣をしたい世帯に対して、同意を得られず定期的な見守りにつなぎされない場合がある。	D	■一般公開をしている事業ではないため。

④ ひとり親家庭への自立に向けた支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画からの拡充） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組みの内容について ※ことと回答した場合は検討中の内容 ※ひと回答した場合は実施しない・できない理由
27	母子・父子自立支援員の相談体制の充実	セーフティネットコールセンター	継続	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言などを行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげる。	■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の送付の際にひとり親相談窓口等の案内についての記載をする。 ■児童扶養手当の現況届提出時に合わせてひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施し内容を施策に反映する。 ■アンケート回答の際、相談希望者はセーフティネットコールセンターの窓口に案内してもらう。 ■就労で平日時間内の来所が難しいひとり親の方の相談を受けるために臨時の相談窓口を開設する。	■広報・HPなどを活用し相談できる場所がある旨広く周知した。 ■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の送付の際にひとり親相談窓口等の案内を行った。 ■児童扶養手当の現況届提出時に合わせてひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施したが、今年度は紙Bでの回答としたため、回収率が下がってしまった。（回収率7, 58%） ■就労で平日時間内の来所が難しいひとり親の方の相談を受けるためにハローワーク及びセーフティネットコールセンターにて相談窓口を臨時開設した。（8/19（火）夜間、8/23(土)）	B	■世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施したが、今年度は紙Bでの回答としたため、回収率が下がってしまい、ひとり親世帯の困りごとの把握しきれなかった。 最見聴取の方法の再考が必要である。 ■夜間時間帯や土曜日に相談窓口を開設したが利用者が少なかった。 時間的制限で相談ができないのかのニーズの把握が必要である。	A	■相談の中でひとり親の方からのご意見等は丁寧に聴き取り、相談者の希望や状況に沿った支援をしている。
28	ひとり親家庭への情報提供の充実	セーフティネットコールセンター	継続	■ひとり親家庭への自立に向けた支援としてひとり親家庭のしおりを作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	■ひとり親家庭のしおりについて、関係機関への配布を継続し、必要な世帯が必要な資源につなげられるよう配慮する。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供する。	■相談の際に作成したひとり親家庭のしおりを用い、必要な情報を洩れのないように努めた。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供した。	A	■「ひとり親家庭のしおり」が原則5年に1回の発行だったが、子育て関係の制度の改正が多いため、発行期は検討が必要である。	A	■令和6年度に作成したひとり親家庭のしおりに関しては、当事者のご意見を伺った上での作成ではなった。次回、作成の際にはわかり易いものになるように意見を反映して作成する。
29	ひとり親支援セミナー	セーフティネットコールセンター	継続	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。	■年1回、ひとり親家庭に役立つテーマとして取り上げたセミナーを開催する。 ■セミナーの開催について子どもに関連する施設等にチラシを配布するなどして、周知を図る。 ■セミナー参加者のアンケート結果を基に、開催テーマや方法について検討を行う。	■ひとり親支援セミナー開催 令和8年1月31日「子どものスマホ～知っておきたい落とし穴～」 参加人数18名	B	■セミナーの参加者が少ないため、周知の方法やひとり親家庭が必要とする情報とマッチするテーマの選択が必要である。	A	■ひとり親等の生活に関するアンケートを実施し、結果を分析した上で、参加希望者が見込めるようなテーマを選択している。 ■東京都や他市で実施したセミナーでひとり親家庭の評判の高いものを選定している。
30	母子・父子自立支援プログラム策定事業	セーフティネットコールセンター	継続	■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するために就労相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成する。 ■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、就労開始後も継続的な自立の支援を行う。	■「自立支援教育訓練給付金」の助成を受けるためには自立支援プログラムの作成が必要であることを説明し、丁寧な聴き取りを実施し相談者ごとに自立のための目標を設定する。 ■　引続き、ハローワークと密に連携し、就労による自立につなげるよう、継続的な支援をおこなう。 ■「ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」については、自立支援プログラム策定が貸付条件となるため、対象者へプログラム策定への理解を促す。	■最終的にプログラム策定に至らずともハローワークと連携し、就労に繋がるよう継続的な支援を行った。 ■プログラム策定者＝0人	A	■最終的にプログラム策定に至らずともハローワークと連携し、就労に繋がるよう継続的な支援を行っているが、貸付事業によっては、プログラム策定が貸付条件となるため、対象者へプログラム策定の理解を求めるとともにプグラムの策定の必要性も個別に検討が必要である。	A	■自立支援プログラム策定の際には相談者の状況と希望を優先し、自立に向けた目標を設定し、計画に沿って進捗確認や支援を実施している。
31	母子生活支援施設入所支援	セーフティネットコールセンター	継続	■18歳未満の子どもを養育する母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため充分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■入所期間をおおむね２年とし自立支援計画を立てる。	■引続き、母子の生活や子の養育等に不安があり、施設への入所が必要な世帯へ子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行い、個々の状況に応じて、安心して入所できるよう支援を行う。 ■現在入所中の世帯には、関係機関や施設と連携し、自立支援計画に沿って入所者の状況や希望を確認し、退所後には地域で自立した生活ができるよう伴走支援を実施する。	■引続き、母子の生活や子の養育等に不安があり、施設への入所が必要な世帯へ子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行った。結果として新規の入所はなかった。 ■入所中の世帯についても、関係機関と連携し、地域での自立に向け包括的な支援を行った。 入所実績：1施設に1世帯3人（R7, 9退所）	B	■入所等ルールがある住居に対しての抵抗が強く、入所に繋がらないケースが多い。 ■課題を多く抱える母子が入所しているため、自立に向けてきめ細かい支援が必要。 ■抱える問題が重層的・複雑化しており、母子生活支援施設の支援以外にも多岐に渡る支援が必要となっている。	A	■母子生活支援施設入所者については、入所前から母子家庭の状況や希望に沿った相談支援を実施している。入所後も自立支援計画に沿って丁寧に聴き取りを行い、自立に向けた支援を実施している。
32	離婚直後等のひとり親への住宅支援	セーフティネットコールセンター	継続	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（２年以内）	■離婚相談の際に必要と思われる方全てに、制度概要の説明を行う。 ■入居後は、2年後の退去時に世帯が自立した生活が送れるよう、月1回を目安に訪問、面談等を実施し、状況の把握及び必要な助言を実施する。 ■庁内外の関係機関と情報共有を図り、連携して入所世帯の自立支援を行う。	■離婚相談の中で必要な方には制度の説明を行う。また、財産管理課と連携して入居する際には丁寧に支援を行った。 入居に至った世帯は2件	B	■相談の際に制度を案内するが、子どもの学校を変えたくない等の理由で利用に繋がらないケースがある。 ■団刷している際には通常の民間住宅では備え付けられている設備（エアコン、給湯器等）を自身で購入しなければならず、費用面の負担が増えてしまっている。	A	■相談者の状況や希望に沿って入居支援を実施している。
33	母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	セーフティネットコールセンター	継続	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■ひとり親家庭の自立のために必要な貸付となるよう、相談の段階から家庭の状況や将来の償還見込も見据えた上で貸付の決定を実施する。	■ひとり親家庭の自立のために必要な貸付となるよう、相談の段階から家庭の状況や将来の償還見込も見据えた上で貸付の決定を実施した。 修学資金　31件　25,685,000円 就学支度資金　1件　445,000円	A	■貸付については資金振り込みまでに期間を要するため、余裕を持った相談が必要であることの周知に工夫が必要である。 ■臨時の相談窓口を開設し、就労されている世帯にも相談機会を確保していく。	A	■貸付希望者の意向や経済状況に沿って適切な貸付を実施している。また、償還時にも償還可能な金額や期間の設定にも応じることは可能としている。
34	ひとり親家庭 ホームヘルプサービス	子育て課	継続	■日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に、一定の期間、生活を援助する者（ホームヘルパー）を派遣し、生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と利用者の自立の促進を図る。所得に応じ利用者負担額あり。	■引き続き日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に、一定の期間、生活を援助する者（ホームヘルパー）を派遣し、生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と利用者の自立の促進を図っていく。 ■国基準・都基準を注視し、適正な派遣単価等を設定する。 ■安全安心な派遣に生活を援助する者（ホームヘルパー）が従事できるように、委託先と連携を図っていく。	■利用希望者の自立促進につながるよう適切な派遣に努めた。 ■委託事業者から毎月提出される実績報告を精査し、適切な利用がされていることを随時確認した。	A	-	A	■毎月提出される、利用希望者の利用計画書及び委託事業者の実績報告等により実施。
35	養育費確保サポート事業	セーフティネットコールセンター	新規	■ひとり親家庭の生活の安定及び子どもの成長を支えるための養育費についての取り決めや受け取りを支援する。 ≪養育費等弁護士相談≫ 養育費について専門知識や経験豊富な弁護士から法律に基づく助言等を受けるために無料弁護士相談を実施する。 ≪養育費確保支援補助金≫ 公正証書作成手数料、家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する費用の補助を行う。	■ひとり親相談の中で養育費を受け取るために取り決めの必要性や手続について丁寧に説明する。 ■事業を利用し、取り決めが出来た家庭がその後、継続して養育費が受け取ることができているか、継続的な支援に取り組む。 ■令和7年度より養育費確保支援補助金の対象として、ADR（裁判外紛争解決手続）による取り決めに係る費用について追加する。制度について更なる周知を実施する。	■公正証書作成等手数料補助金制度も含め、利用者がその後、取り決めの通りに養育費の受け取りができるように効果的な継続支援を行った。 ■弁護士相談を月に2回（各回3枠）実施。 　弁護士相談利用者数：延べ53件 　手数料補助件数：8件 　手数料補助金額：107,500円	A	■養育費の支払いが止まってしまった場合の法的な制度はあるが（強制執行など）、費用面や相手方の状況により制度を利用してまで養育費を受け取ることに躊躇する方が多い。 ・ADRについては令和7年度に補助対象としたものの、制度の認知度が低く、今後更に周知活動が必要。	A	■相談者の養育費に関する希望や相手方の状況も聴き取りした上で、利用可能な支援や制度を案内している。
36	母子家庭等自立支援給付金 （教育訓練給付金、 高等職業訓練促進給付金等）	セーフティネットコールセンター	継続	≪母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金≫ 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ≪母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金≫ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ≪東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業≫ 上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を行う。	■就労相談時に自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金の制度の案内を行う。 ■社会福祉協議会で実施している、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」は、一定の条件をクリアすれば、入学準備金等の貸付金の償還が免除されるため、活用が見込める方には給付金の案内とセットで制度の案内を行う。	■広報及びチラシ、HP等でわかりやすい情報提供を心掛けて対応した。 ・高等職業訓練促進給付金支給：6名 　取得を目指す資格：美容師（2名）理容師、保育士、日本語教師、看護師 ・高等職業訓練終了支援給付金支給：2名 　卒業後の進路：美容師、保育士 ・自立支援教育訓練給付金支給：0名	A	■受講修了後、資格を取得したにも関わらず、その資格を活かした職業には就かないケースがあった。目指す資格が就職に確実につながるよう、早期の働き方けが必要。 ■資格取得の相談は増えているが、支援制度も多様化していることから相談者の状況を丁寧に確認し、相談者のニーズにあった制度案内をする必要がある。また、引き続き相談者の生活状況等も加味して資格を活かして安定した就労に繋げるためキャリアカウンセリングをする必要があり、相談員の専門的な知識が必要となる。	A	■ひとり親が就労、転職あるいは増収を目指して相談に繋がった場合、資格取得や養成機関で受講することにより、自立が見込める場合には制度の案内を行い、相談者の意向に沿って制度利用の決定を実施している。

基本目標Ⅰ　ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援

方針（2）　心と体の健やかな成長を支える環境づくり

①　心身障害児や医療的ケア児など配慮を要する子どもへの生活環境支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
37	個別支援シート 「かしのきシート」	発達・教育支援課	継続	■発達に支援を必要とする子どもが０歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に「かしのきシート」を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより、子どもの健やかな育ちの一助とする。	■引き続き、かしのきシートの作成・引継ぎ支援を実施する。かしのきシートを作成する保育園・幼稚園、学校の先生に対し、研修等実施し内容の充実を図る。	■保育園・幼稚園への引継ぎ10名、学童クラブ9名、放課後等デイサービス61名、小学校265名、中学校234名、高等学校等177名に対し、引継ぎを実施した。	A	■システム運用が中学校までしかできておらず、高校年齢以上のかしのきシート作成が進んでいない課題がある。	A	■かしのきシートの作成は保護者希望にて1年ごとに保護者の同意を得てシートを策定している。
38	子育て施設への巡回相談 （保育園巡回相談・幼稚園巡回相談・学童クラブ巡回相談）	発達・教育支援課	継続	■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を事業者または保護者に対して行う。	■各保育園：認可・認証保育園（48か所）は年4回、小規模保育園（5か所）は年3回、個別相談は年30回実施。 各幼稚園：13か所、年3回実施。 各学童クラブ：3か所、年２回実施。	■各保育園：認可・認証保育園（49か所）は年4回、小規模保育園（5か所）は年3回、個別相談は年30回実施。 各幼稚園：13か所、年3回実施。 各学童クラブ：3か所、年２回実施。	A	■施設側、保護者側にはニーズが高いが、専門職の確保が厳しいのが課題。	A	■保育園、学童巡回については、保護者希望により個別相談の実施を開催して、フィードバックを実施。幼稚園巡回については、保護者同意の上、児の行動観察をしているため、エールでの個別相談にてフィードバックを実施している。
39	スクールカウンセラー	教育指導課	継続	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・研修、保護者に対する助言・援助、ストレスチェックや授業観察等の予防的対応、事件・事故等の緊急対応における児童生徒等のメンタル等を行う。	■年に２回（第１回：６月１０日[水]　第２回：１１月２５日[水]）にスクールカウンセラー連絡会を実施し、各校の事業を共有した上で、スクールカウンセラーの業務を支援する。	■計画通り実施できた。	A	-	A	■担当教職員、スクールカウンセラー等が児童生徒や保護者の声を随時聞き取っている。
40	保育カウンセラー	学務課	継続	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する私立幼稚園等に派遣し、保育者・保護者に対し、支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育てに不安を抱える保護者へのカウンセリングを行う。	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行っていく。	【取組状況】 園の状況に応じて概ね年11回程度の配置を行った。幼稚園と協働し、発達や特性に応じた関わり方や、保育の方法などにつきカンファレスを重ねて、子どもの成長に応じた保育に生かすことができた。	A	■カウンセラーの人材確保 カウンセラーの担い手を確保する制度が構築できていない。	A	■保護者⇔園⇔カウンセラーの関係性により、保護者の不安や困りごとを園を通してカウンセラー人相談できている。 カウンセラーの助言等を保護者へ返せている。
41	少年学級	生涯学習支援課	継続	■障害があり配慮を要する子どもたちに、様々な社会参加や市民及びボランティアとの交流を増やすため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を引き続き提供する。	■市内在住の特別支援教育を受けている小中学生が、活動を通して交流を深める。月1回の定例会で、リトミックやボウリング大会を行うなど楽しい時間を過ごす。地域の中で多くの人たちと関わりが持てるようにするとともに、保護者同士での地域の情報交換や自主学習ができる場としていく。必要とする親子に届くよう、活動状況などを展示で分かりやすく紹介できる場を増やす。	■特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象とした日野市少年学級事業を実施。様々な活動や体験をとおして、地域の方やボランティアの大学生等と交流することができた。 【期間】令和7年4月5日～令和8年2月6日（全13回）	B	■同じ悩みを持つ保護者やひとりひとりの子どもの特性にあった内容が活動の一場となる。今後も必要とする親子に届くように、運営方法の見直し、活動についてのお知らせを強化するだけでなく、発信方法や活動報告の場を増やしていく。	B	-
42	保育園における 医療的ケア児支援事業	保育課	拡充	■保育所における医療的ケア児の受入ガイドラインに基づき、医療的ケア児の入園相談に応じ、各保育施設との連絡・調整を図る。 ■認可保育所において、医療的ケア児の受入れを行う。 ■認可保育所における医療的ケア児の保育について、訪問看護師の派遣などにより支援を行う。	■新規入園に関する相談受付、医療的ケア児等コーディネーターへのつなぎ、希望園との調整（体験保育等）、「保育所における医療的ケア児受入検討会」による協議、実際の入園に向けた準備・調整 ■在籍する医療的ケア児に対する訪問看護を活用した医療的ケアの実施及び補助 ■「保育所における医療的ケア児受入検討会」において在籍する医療的ケア児の継続在園審査 ■受入施設への支援（各種助言、意見交換の実施等）	■医療的ケア児の入園相談件数　約９件（医療的ケア児でなくなる場合も多々ある） ■医療的ケア児受入検討会　全３回（６件の受入検討） ■令和８年度入所件数　５件（新規３件、継続２件） ■令和７年度　訪問看護実施件数　２人／２事業所	B	■受入体制を整えることのハードルが極めて高い。体制を整えられない場合は、本児の命を守るためにも保育園での受入れは難しいことが想定される。 ■人材不足が慢性化している保育園において、医療的ケア児のための介助員を見つけることが難しい。 ■小児対応の看護師を含む地域資源が少ない。医療処置をできる看護師を見つけられない場合は、保育園での受入れは難しい。 ■保育園の設備は様々であり、築年数が古い建物はエレベータがない等もある。	A	■保護者や保育園、訪問看護事業所と定期的な意見交換を実施し、双方の認識・目線合わせを行い、トラブルが起こらないようにしている。
43	学校派遣看護師	発達・教育支援課	新規	■学校生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、学校派遣看護師が医療的ケアを実施する。	■医療的ケアが必要な児童2名に対し、学校派遣看護師を派遣し、安全・安心して学校生活を送れるよう支援する。	■医療的ケアが必要な児童2名に対し、学校派遣看護師を派遣し、安全・安心して学校生活を送れるよう支援した。	A	■医療的ケアの内容は一人ひとり異なり、また、人材面、ハード面で準備が必要であることから早期に発見し相談を開始できる連携体制が必要。	A	■保護者に対し、学校派遣看護師の派遣について所感を確認した。
44	特別支援教育の推進	発達・教育支援課	継続	■第６次特別支援教育推進計画（計画期間：令和５年度（2023年度）～８年度（2026年度））に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒が主体的に活動でき、自立するため、子ども一人ひとりの特性を理解し、家庭や地域と連携して教育環境を整備し、切れ目のない相談支援体制を構築する。	■令和8年度は７月と２月に推進委員会を予定している。令和７年度に、第６次特別支援教育推進計画の見直しを行った。これを踏まえ、計画の進捗状況の把握と点検評価を行っていく。	■令和７年度は７月と２月に推進委員会を開催。令和７年度は第６次特別支援教育推進計画の見直し年度となっているため、計画の推進とともに課題を把握し、後半に向けての準備を行った。	A	■推進委員会委員について、一般市民を委員にしていない。他の子どもや高齢者の計画には委員として加わっている実績があり。推進委員会へも委員として加えることが望ましいと思われる、要検討。	A	■計画策定時に保護者にアンケート調査を実施。また策定委員会の委員として保護者が参加し、意見収集を行った。

②　発達障害のある子どもへの支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
45	専門指導事業	発達・教育支援課	継続	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング（SST）等を実施する。	■年間を3クールに分け、年長を対象に就学を見込んだトレーニングを行う。 ■トレーニングを通して、話を聞く姿勢作り、友だちとの協力姿勢、学校ルール理解等を行い、就学以降の適応を促せるようにする。	■年間3クールでトレーニングを行った。各クール概ね月2回×3か月＝計6回のトレーニングを実施し、必要なスキル獲得を促した。 ■参加する幼児の力により、狙ったトレーニング効果が得にくいことともあるため、適宜内容の調整を行った。	A	■参加する幼児により、強みとしているところと課題としているところが違うため、トレーニングの取り組み態度に違いが生じやすい。 ■子どもたちでお手伝いしあうことを促すなど、よりトレーニングに参加しやすい設定にすることが課題である。	A	■毎回のトレーニング内容を保護者に共有し、質問や要望があればその場で説明をしたり、トレーニング内容に反映したりしている。
46	幼児グループ事業	発達・教育支援課	継続	■子どもの発達の経過観察や親同士がつながりをもてる場として、グループでの遊びを通しての幼児期の支援を行う。１歳６か月以降と２歳以降の２グループで実施。	■１歳６か月児健診以降のグループ（ぺんぎんグループ）は月１回（２コース）実施。 ２歳以降のグループ（いるかグループ）は月２回（２コース）実施。	■１歳６か月児健診以降のグループ（ぺんぎんグループ）は月１回（２コース）実施。 ２歳以降のグループ（いるかグループ）は月２回（２コース）実施。	A	■１年の後半になると前半と比較すると参加者数が増加傾向にあり、オーバーユーズに陥り易いが、２コース設定のため、卒業時期を加味して人数調整を図って対応している。	A	■事業のプログラムは、基本的には実施者が検討するが、参加者（児・保護者）の育ちや様子によって、プログラム内容の変更や調整を行う。事業中に支援者が保護者にフィードバックを実施したり、親の会を同時開催して当事者の声を聞く場を設けている。
47	児童発達支援事業	発達・教育支援課	継続	■就学前の子どもを対象に集団生活の中で遊びや体験を通して生活習慣の基礎を作り社会性を身につける支援や、保護者参観日を設ける等の保護者支援を実施する。 ■子どもや家族のニーズに基づき、訪問支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を実施する。	■3～5歳児が週4～5日通う「通園クラス」、幼稚園・保育園に通っている4、5歳児が月2回程度で後に通う「併用クラス」を実施。保護者に対しても、参観や相談等の機会を設け、支援を実施。 子どもや家族のニーズに基づき、訪問支援員が保育所等を訪問・支援する「保育所等訪問支援事業」を実施。	■3～5歳児が週4～5日通う「通園クラス」、幼稚園・保育園に通っている4、5歳児が月2回程度で後に通う「併用クラス」を実施。保護者に対しても、参観や相談等の機会を設け、支援を実施した。 子どもや家族のニーズに基づき、訪問支援員が保育所等を訪問・支援する「保育所等訪問支援事業」を実施した。	A	■令和7年度に保育所等訪問支援事業利用開児が減少した要因を把握できていない。	A	■連絡帳でのやり取り、行事後のアンケート、懇談会、面談等を通して、利用者保護者の声を聞く機会を設けている。
48	発達支援関係機関連携協議会	発達・教育支援課	継続	■子育て支援関係機関により協議会を構成し、発達面・行動面・学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援する。	■発達支援に関する幼稚園や保育園、小・中学校、地域の代表者など関係機関を招集し、相互の機能や役割、子どもの発達や支援に関する情報を共有する会議を開催する。	■令和7年7月に1回実施し、令和6年度エール活動報告、子どもの特徴（発達障害等）や保護者面談で考慮するポイント等を共有した。	A	■特になし	A	■市民委員に参加していただいている。

③　食育事業の推進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
49	みんなですすめる食育条例 ・日野市食育推進計画	健康課	継続	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、日野市みんなですすめる食育条例で定める学校や子育て施設での食育の取組など食育計画の進み具合を評価・検証する。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を行う。 ■第5期食育推進計画の策定を行う。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を行った。 ■食育推進に関するアンケート調査を実施した。	A	-		■小中学生対象にアンケートを実施し、次期計画に反映。 ■食育推進会議には委員として保育関係者、子どもの保護者が出席。会議で意見聴取を行い、各課の事業に反映している。

基本目標Ⅱ　子どもの健やかな育ちへの支援

方針（1）　多様なニーズを受け止められる子育て支援

①　多様な保育・教育の場づくり

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として 受えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、 または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来を担う者の声を 聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※ことと回答した場合は検討中の内容 ※ひと回答した場合は実施しない・できない理由
50	認可保育所	保育課	継続	■保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施する施設。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な定員を確保する。 ■安定した施設運営のため、運営費等の支弁を行う。	■令和７年４月１日現在、全40施設（分園含）、利用定員3,863名、待機児童数30名 ■令和７年４月１日時点でわらべ豊田駅南口保育園を開園（定員24名）。令和８年４月１日に向けて、保育所１園を移転に伴う定員拡大するための改修等の準備を実施。 ■令和８年度入所に向けて定員の弾力化、緊急１歳児等受入事業などを実施。 ■運営費の支弁　令和７年度市内園実績額　6,152,343,449円 ■令和７年９月からの東京都第一子無償化に伴い、０～２歳の在籍児童に対して、保育料が無償化になる旨の通知を送付した。	A	■待機児童数の年齢的・地域的な偏り。 ■東京都第一子無償化に伴う保育需要の高まり。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
51	認定こども園	保育課	継続	■幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、３～５歳児の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な定員を確保する。 ■安定した施設運営のため、運営費等の支弁を行う。	■令和７年４月１日現在、幼稚園型認定こども園2施設。2号児利用定員38名。1号児枠529名。 ■令和７年４月１日時点の新規開設園なし。保育所１園を令和８年４月１日に幼保連携型認定こども園化するための準備。 ■運営費の支弁　令和７年度市内園実績額　288,766,466円	A	■待機児童数の年齢的・地域的な偏り。 ■東京都第一子無償化に伴う保育需要の高まり。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
52	小規模保育事業	保育課	継続	■平成27年度(2015年度)から市町村の認可事業として開始された事業。 ■０～２歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■３歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な定員を確保する。 ■安定した施設運営のため、運営費等の支弁を行う。	■令和７年４月１日現在、小規模保育事業　全５施設、利用定員79名。 ■令和７年４月１日時点の新規開設園なし。 ■運営費の支弁　令和７年度市内園実績額　237,950,780円 ■令和７年９月からの東京都第一子無償化に伴い、０～２歳の在籍児童に対して、保育料が無償化になる旨の通知を送付した。	A	■待機児童数の年齢的・地域的な偏り。 ■東京都第一子無償化に伴う保育需要の高まり。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
53	認証保育所	保育課	継続	■東京都が独自に認定した認証基準を満たした保育施設。定員20人から120人までのA型と、０～２歳児を対象とし定員６～29人までのB型がある。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な定員を確保する。 ■安定した施設運営のため、運営費等の支弁を行う。	■令和７年４月１日現在、全９施設、利用定員407名。 ■令和７年４月１日時点の新規開設園なし。 ■運営費の支弁　令和７年度市内園実績額　713,279,520円 ■令和７年９月からの東京都第一子無償化に伴い、保護者補助制度の拡充を行った。	A	■待機児童数の年齢的・地域的な偏り。 ■東京都第一子無償化に伴う保育需要の高まり。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
54	認可外保育施設	保育課	継続	■保育を行うことを目的とする施設であって、保育所、認定こども園、地域型保育事業以外のもの。概ね１日４時間以上、週５日、年間39週以上の施設で親と離れることを常態としている場合を含む。	■待機児童解消のため、継続して必要な支援を実施する。 ■10月からの単価改正に伴い、補助制度の見直しを実施する。	■令和７年４月１日現在、10施設（そのうち企業主導型保育事業４園） ■令和７年４月１日時点の新規開設園なし。 ■令和７年９月からの東京都第一子無償化に伴い、保護者補助制度の拡充を行った。	A	■待機児童数の年齢的・地域的な偏り。 ■東京都第一子無償化に伴う保育需要の高まり。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
55	幼児園	保育課	継続	■平成17年度(2005年度)開設。 ■保護者の就労の有無に関わらず、保護者・保育者・行政が一体となって、あさひがおか保育園・第七幼稚園それぞれの園との交流活動及び発達段階に応じて実践する保育・幼児教育、保護者参加を中心とした行事の開催を行う。（学務課・保育課）	■市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活したり、市立旭が丘小学校の児童との交流活動等を行っていく。 ■引き続き、両園、在園児保護者及び学務課、保育課で協力して「幼児園」を運営する。	■４．５歳合同遠足１回 ■交流活動　４歳３回実施　５歳12回実施 ■保護者を交えた協議会を年２回実施	B	■両園の園児数の均衡。 ■協議会運営の保護者負担。	A	■活動について狙い、目的、活動などを説明し、園児にかかる取組や保護者の関わり方について、理解してもらっている。
		学務課	継続	■平成17年度(2005年度)開設。 ■保護者の就労の有無に関わらず、保護者・保育者・行政が一体となって、あさひがおか保育園・第七幼稚園それぞれの園との交流活動及び発達段階に応じて実践する保育・幼児教育、保護者参加を中心とした行事の開催を行う。（学務課・保育課）	■園児、保育者同士の交流や話し合いの場を通して、互いを知ったり、つながりをもったりする機会や資質の向上を意識したりする機会となるよう取組みをすすめる。 ■具体的な活動として、5歳児の交流活動、合同遠足、小学校との交流などを行っていく。	■夏祭り・運動会・発表会への相互の招待や、合同遠足を実施するなど、園児が互いを知り、刺激をもらう機会となった。 ■保護者からの申し出により、これまでの役員を選出しての会議等への出席ではなく、各ご家庭の判断による交流活動への自主的な参加へと、保護者参加の在り方の見直しを図った。	B	■第七幼稚園の園児数減少により、保育園側の参加者数との差が生じてい	A	■活動について狙い、目的、活動などを説明し、園児にかかる取組や保護者の関わり方について、理解してもらっている。
56	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	子育て課	継続	■保護者が就労等の事由により、昼間児童を監護できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。	■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。 ■じゅんとく学童クラブについて、施設老朽化及び定員拡大への対応のため建替え工事を実施する。 ■引き続き、令和8年4月1日から運営委託を開始するひのだい学童クラブ、東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブを含め日野市の水準に沿った運営の維持管理を行う。あわせて、休業期間中の昼食提供や育成時間の拡大など、保護者等のニーズを実現するための検討を進める。 ■また、令和9年4月1日から運営委託が開始する予定のさくら第二学童クラブ、たきあい学童クラブ、万願寺学童クラブ、たかはた学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを行う。	■令和7年4月1日現在の登録児童数は2,301人であり、待機児童の発生なく受入れを行った。 ■運営委託であるしんめい学童クラブ他14施設の運営について、委託後もこれまでの育成の質を維持・向上できるよう、日野市の公営の児童館・学童クラブ職員及び子育て課が、事業者の育成内容を逐次確認を行った。 ■令和8年4月1日から運営委託を開始するひのだい学童クラブ、東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブについて、育成環境の変化による子どもへの影響を最小限にするため、丁寧な引継ぎを実施した。	A	■今後も学童クラブの児童数の増加が見込まれる。学童クラブの待機児童数の動向に注視し、児童館・ひのっち等、あらゆる社会的資源の活用も視野に、連携を図っていく必要がある。	A	■学童クラブの利用者向けのアンケートを毎年実施し、児童、保護者からの意見を聴いている。

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
57	市立幼稚園	学務課	継続	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。	■小学校との学びの連続性を意識し、幼児期に育みたい資質、能力の育成を目指した環境による教育を推進する。 ■少人数による合同保育、特別な配慮を要する幼児への援助等、質の高い幼児教育を実践する。 ■地域に開かれた幼稚園として、未就園児親子が自由に遊べる日を拡充、安心した遊び場の提供していく。 ■集団性が確保できるよう、近隣の幼稚園や保育園、児童館等との連携を始められるように、教育委員会と子ども部が連携してバックアップしながら、対応していく。	■小学校との学びの連続性を意識し、幼児期に育みたい資質・能力の育成を目指した環境による教育を推進した。 ■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図った。 ■連携校との交流を通して、教諭同士が児童、幼児と関わり、発達について考える機会となった。 ■小学校への滑らかな接続につながるようアプローチカリキュラムを実践した。 ■集団性の確保に向けて、市立幼稚園同士の連携事業を実施した。 ■年度末の第四幼稚園閉園に伴い、次年度より遠距離からの通園を希望する園児が生じたため、一部自動車通園を認めるなど、公立幼稚園にて教育を受けられる環境を整備した。	B	■園児数減少に伴う集団性の確保	A	■少人数の集団のため、一人一人の園児、保護者の声を聞ける体制が整えられている。
58	私立幼稚園	保育課	継続	■保育の必要性を問わず３～５歳児（または満３歳～５歳児）の子どもに対して、教育を行う。 ■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が多い。	■私立幼稚園10園に対して、引き続き運営支援を実施していく。 ■保護者ニーズを踏まえ、預かり保育などの保育を補完する事業への支援を継続して実施する。	■令和７年４月１日時点、私立幼稚園10園（幼稚園型認定こども園２園含む） ■各種補助事業による支援を実施。 ■一時預かりへの運営費支援　令和７年度市内５園実績額　31,005,917円	A	■保育需要の高まりによる1号児定員のニーズ減少。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
59	延長保育	保育課	継続	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため市内の保育園全園で１～２時間の延長保育を実施する。	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施 ■年間実利用者数　1,838人	A	－	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
60	病児・病後児保育	保育課	継続	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病気中や病気の回復期にある０歳から小学校３年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■市内3か所で実施（病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所）	■市内３か所で実施（病児・病後児1、病児1、病後児1） ■年間延べ利用者数　585人	A	－	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
61	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター	継続	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。	■市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し身近な安心できる活動となるよう、事務局との連携を密に、支援方法や会員登録機会などの体制を充実させる。 ■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。 ■多様なニーズに添った対応をするため、提供会員の増加や資質向上を目的に、各種講座の解決に対応していく。 ■心配な家庭を発見した場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡し支援に繋げる。	■延べ支援件数 ①育児援助:5,055件 ②妊産婦・家事・高齢者援助:3,876件 ■会員状況（令和8年3月31日時点） ①育児援助 依頼会員:5,265名、提供会員:500名、両方会員:128名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 依頼会員:6,282名、提供会員:669名、両方会員:207名	A	■会員数の減少 育児援助の依頼会員数が減少傾向であり、新規会員を増やすため、乳幼児健診通知への案内同封等の啓発活動を引き続き実施する。 提供会員の減少、高齢化も大きな課題であり、提供会員が活動しやすい土壌を整備するため、活動時間の算出方法をなどの見直しを検討する。	A	■会員交流会にて意見を聞き取り。
62	トワイライトステイ	子ども家庭支援センター	継続	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。	■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。 ■地域子ども家庭支援センター多摩平はばたけで実施する子育て支援事業の周知を、知っ得ハンドブック、ぱけっとなびなど広報を活用して行う。	■延べ利用者数 多摩平トワイライトステイ室：　108人	B	■ＷＥＢ予約を可能とするか（費用対効果を含め検討） ■実施施設が市内で1カ所のみである点	C	■予約方法について検討するにあたり、当事者や委託事業者等の意見を伺いたい。
63	ショートステイ	子ども家庭支援センター	継続	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。	■引き続き、立川市と至誠学舎立川と3者協定を結び利用していく。予約に関するルール等については実務者会議で共有していく。 ■虐待受理件数の増加に伴い、ショートステイ利用者も増加しているため、新たに養育協力家庭を活用し、事業を拡充する。	■ショートステイ 延べ利用者数：793人 ■養育協力家庭1家庭と委託契約を結び、事業を拡充した。	B	利用者が増えていることで、利用希望に応えられないときがある。	A	■三者協議・実務者会議にて、利用者の要望や今後の運営の在り方について検討をしている。
64	一時保育	子ども家庭支援センター	継続	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的に預かる事業。	■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。 ■ぱけっとなび、広報等を活用し、市民への周知に努める。 ■子育て支援事業の空白地域での実施を検討する。	■延べ利用者数 多摩平一時保育室：1,620人 0歳児ステーションおむすび：423人 しせい太陽の子保育園：333人 至誠ありま保育園：1,210人 上田廿せっさ保育園：83人 ぽっかぽか：38人 子どもの森あさかわ保育園：58人 よつさ日野保育園：12人	B	■ＷＥＢ予約を可能とするか（費用対効果を含め検討） ■実施施設へのアクセスが悪い地域への対応	C	■予約方法について検討するにあたり、当事者や委託事業者、民間保育園等の意見を伺いたい。
65	休日保育・年末保育	保育課	継続	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日、年末年始に就労などで保育が必要な家庭のための事業。	■引き続き市内2か所で実施	■市内２か所（しせい太陽の子保育園、ののはな保育園）で実施。 ■年間延べ利用者数　378人 （内訳）しせい太陽の子保育園　280人 ののはな保育園　98人	A	－	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。
66	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	保育課	新規	■保育所等に通所していない未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位で定期的に子どもを預けられる事業。令和8年度(2026年度)より本格実施。	■市内12園で実施。 ■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な定員を確保する。 ■安定した施設運営のため、運営費等の支弁を行う。	■令和８年度の本格実施に向けて、条例等の必要な例規整備を実施した。 ■令和８年度開設に向け、事業者説明会等を経て、１２園の認可・確認手続きを実施し、提供体制の整備を行った。 ■令和８年３月の広報にて保護者へ事業周知し、利用するための支給認定を行った。	A	■保育需要を踏まえた必要な提供体制の確保。	A	■保育コンシェルジュによる窓口や出張相談による保護者相談の機会の確保。

② 保育の質の向上

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和8年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※C:と回答した場合は検討中の内容 ※D:と回答した場合は実施しない・できない理由
67	幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援するための幼児教育と小学校教育の連携強化	保育課	新規	■幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施。（学務課・保育課） ■小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築。（学務課・保育課）	■幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の企画、実施。（学務課・保育課） ■連絡会議・合同研修などの機会を利用し、小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築していく。（学務課・保育課）	■幼保小連携教育推進委員会を通して、幼保小合同研修会の実施、職員交流、園・学校訪問などの多くの取組を行った。	A	■教諭、職員の入れ替わりにより、幼保小の滑らかな接続への意識の定着。	A	■研修会等を通して、子どもを真ん中に置いた保育・教育の重要性について、受講した教諭・職員の意識の理解が深まった。
		学務課	新規	■幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施。（学務課・保育課） ■幼児教育・保育アドバイザーによるスタートカリキュラム等の保護者や保育園・幼稚園への小学校就学に向けた情報提供。（学務課） ■「遊びっ子学びっ子簡易版」（入門編、情報の更新など）の作成・ホームページへの掲載。（学務課） ■小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築。（学務課・保育課）	■幼保小連携推進委員会や合同研修会を通して、架け橋プログラムを意識した実践及び、スタートカリキュラムの更なる充実を図る。	■幼保小連携教育推進委員会を通して、幼保小合同研修会の実施、職員交流、園・学校訪問などの多くの取組を行った。	A	■教諭、職員の入れ替わりにより、幼保小の滑らかな接続への意識が定着し切らない。	A	■研修会等を通して、子どもを真ん中に置いた保育・教育の重要性について、受講した教諭・職員の意識の理解が深まった。
68	保育園の機能の充実及び多様な支援ニーズへの対応	保育課	継続	■市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域の子育て世帯に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も引き続き重視する。 ■心身障害児や外国にルーツがある子どもなどの受入れを保育園において行う。	■全園で、保育園見学受入れ、運動会等での園庭の地域開放、子ども家庭支援センターなどでの出張講座を実施していく。 ■全園で、心身障害児等の多様な支援ニーズへの受入れ対応を継続していく。	■随時保育園見学の受入れを実施。 ■行事（誕生会・七夕夏祭り・運動会等）にて地域の親子と交流を実施 ■子ども家庭支援センターなどで講座を実施。 ■心身障害児受入実績　33園160人	A	■心身障害児受入実績の増。	A	■園見学や園庭開放により、保護者の意見を聴いていく。
69	職員の研修・交流等	保育課	継続	■職員の研修については、市主催の全体研修のほか、園内研修及び外部研修受講の支援などを行う。 ■全体研修は公立・民間の職員を対象としており交流を図っている。	■市内教育・保育施設の職員同士の交流による市全体の教育・保育の質の向上及び連携の強化を図るため、保育園幼稚園研修交流会を実施する。	■公立研修委員会 ①10/23：わらべうた～こどもとこころをかよわせる～《28名》（公立のみ） ②12/17：気になる子の行動の背景と安心して過ごせる方法《77名》（公立・民間） ■保育課主催研修 ・9/16：『就学前施設のリスクマネジメント』～上手な事故防止活動のすすめ方のコツ～《45人》 ■公民交流事業委員会 ・職員同士の交流事業　全４回 ・研修 ⑴9/3：保育園ＢＣＰ（業務継続計画）研修「実は危ないその常識」《62名》 ②11/13：子どもにおろしていけるダンスや体操《52名》 ③1/13：子どもの怪我や病気の新知識「えっ！そうだったの」《52名》 ④1/19：医療的ケア児を知る第一歩《57名》	A	－	B	■保護者対応の研修などを検討。
70	第三者評価の実施	保育課	継続	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価する。 原則として３年に１回以上評価を行うことが求められており、継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。 ■市立保育園では原則として３年に１回以上受審しており、民間保育園に対しては受審のための支援を行う。	■市立保育園では原則として3年に1回以上受審しており、民間保育園に対しては受審のための支援を行う。	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行った。 ・認可保育園は都補助制度により受審を推奨。 ・認証保育所は市補助制度により４園受審。 ・認可外保育施設は市補助制度があるものの受審園がなかった。 ■市独自で実施する小規模保育事業に関する第三者評価 ・市補助制度があるものの受審園がなかった。 ■市立保育園 ・３園が受審。	A	－	A	■第三者評価により保護者の意見を聴取している。
71	指導監査	保育課	継続	■子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで市全体の保育の質の向上を図る。	■市内認可保育施設、小規模保育事業、乳児等通園支援事業にて実施	■子ども・子育て支援法に基づく指導監査について、助言、指導等を行ったことで、市内民間保育施設の質の向上を図った。 訪問指導…39園、実地指導…３園、監査…１園 集団指導…全１回（63施設、63名の参加） ■保育の質を向上させるための保育の質ガイドライン策定委員会を全４回実施。ガイドライン第１版の活用方法を検討したほか、幼稚園や認可外保育施設を委員に招き入れ、事例集を拡充する第２版の策定に向け検討を行った。	A	■指導監査の本来である会計の確認が未だに定例的に実施できていない。 ■令和８年度４月から本格実施する乳児等通園支援事業の指導を初めて実施すること。	A	■令和７年10月から義務化された園内虐待に関する通報窓口の設定。

基本目標Ⅱ　子どもの健やかな育ちへの支援

方針（２）　子育て世帯の経済的負担等の軽減

①　子育て世帯への経済的支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
72	各種手当の支給	子育て課	拡充	≪児童手当≫ ■高校生年代（18歳に達する日以後の最初の年度末）までの児童を養育する父母等の主たる生計者に支給。所得制限なし。 ≪児童扶養手当≫ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に支給。所得制限あり。 ≪児童育成手当≫ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に支給。所得制限あり。	≪児童手当≫ ■引き続き、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の年度末）までの児童を養育する父母等の主たる生計者に適切な支給をする。 ＜児童扶養手当＞ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に適切な支給をする。 ■令和8年4月分より支給額改定。 子ども1人の場合、４８，０５０円~１１，３４０円。子ども2人目以降１人につき１１，３５０円~５，６８０円の加算。 ＜児童育成手当＞ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に適切な支給をする。	≪児童手当≫ ■引き続き、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の年度末）までの児童を養育する父母等の主たる生計者に適切な支給をした。 ≪児童扶養手当≫ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に適切な支給をした。 ≪児童育成手当≫ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等に適切な支給をした。	A	-	D	■当事者の意見を反映する性質の業務ではないため
73	医療費助成	子育て課	拡充	≪子どもの医療費助成≫ ■６歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証、18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等を助成。所得制限なし。 ≪ひとり親家庭等医療費助成≫ ■ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等にひとり親家庭等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）を助成。所得制限あり。	≪子どもの医療費助成≫ ■引き続き、６歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証、18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等の助成を行う。 ＜ひとり親家庭等医療費助成＞ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等にひとり親家庭等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）の助成を行う。 ■他の医療費助成制度と連携し、対象者の支援継続に努める。 ≪医療共通≫ ■令和8年4月から医療費助成制度の資格情報を、「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（ＰＭＨ）」へ連携し、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）の提示で、ＰＭＨ対応医療機関・薬局で受診ができるようになった。	≪子どもの医療費助成≫ ■引き続き、６歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、15歳に達する日以後の最初の年度末までにある児童を養育する者には子ども医療証、18歳に達する日以後の最初の年度末までの高校生等を養育する者には高校生等医療証を交付し、該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等の助成を行った。 ■令和7年10月からの都の補助制度改正による所得制限の撤廃に伴い、所得区分別医療証の交付を廃止した。 ≪ひとり親家庭等医療費助成≫ ■引き続き、ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（障害児の場合は20歳未満※要件あり）を監護する者等にひとり親家庭等医療証を交付し、該当者及び該当児童の受診時の医療保険の一部負担金等（の一部）の助成を行った。 ≪医療共通≫ ■令和8年4月から医療費助成制度の資格情報を、「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（ＰＭＨ）」へ連携し、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）の提示で、ＰＭＨ対応医療機関・薬局で受診ができるよう準備した。	A	-	D	■当事者の意見を反映する性質の業務ではないため
74	妊婦のための支援給付	子ども家庭支援センター	新規	■すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法に規定）と合わせて実施する支援給付。	■妊娠の届出時の認定申請（１回目給付）及び出産予定日８週目ごろの胎児の数の届出（２回目給付）に基づく給付による経済的支援の実施 ■給付内容に追加した電子ギフトの普及 ■SMSを活用した妊娠６か月の妊婦に妊娠６～８か月アンケートの実施 ■SMSを活用した申請や届出、アンケート回答に対する勧奨の実施	■認定者数：１,９４５人 ■１回目給付者数：１,２８３人 ■２回目給付者数：１,３５３人 ■妊娠6～8か月アンケート回答数：８８１人（回答率82.1%）	A	■流産・死産等された方への配慮	A	■妊婦面談時や妊娠６～８か月アンケートで妊婦のニーズを把握し、必要な支援につなげている。

②　保育・教育に係る経済的支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
75	幼児教育無償化	保育課	継続	■子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳児（非課税世帯は0-2歳児）及び第２子以降の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。	①認可保育所 全児童の保育料無償化を継続する。 ②認可外保育施設等 施設等利用費の給付を継続する。令和８年10月からの単価改正（増額）に対応する。 ※額の上乗せ補助については、№7ｗのとおり。 ③私立幼稚園 施設等利用費の給付を継続する。令和８年10月からの単価改正（増額）に対応する。 ④地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業 保護者補助金の交付を継続する。	①認可保育所 令和７年９月～第１子保育料の無償化を実施（都補助金の活用） ②認可外保育施設等 118,531,774円 ③私立幼稚園 ・新制度未移行幼稚園：294,499,159円 ・預かり保育事業：18,772,075円 （合計）431,753,008円 ④地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業 240,000　円	A	■令和８年10月からの単価改正への対応 ■保護者の一時的な経済的・事務的負担及び施設・市の事務負担軽減のためにも、市内施設の利用者分については、法定代理受領制度の導入を検討する。	D	■随時、園経由または保育課にて、保護者の声を聞く体制としているため、仕組みとしては検討していない。
76	認証保育所など入所児童の保護者への補助	保育課	継続	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的として認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。	①認可外保育施設に在籍する児童の保護者への補助事業を継続して実施する。 ②令和８年10月から予定されている単価改正（減額）に対応する（都補助要綱）。	■東京都による制度の拡充（第一子まで無償化）を踏まえて、市における補助対象施設・施設の見直し ①認可外保育施設　229,145,400円　695人 ②企業主導型保育事業　　25,640,700円　34人	A	■保護者の一時的な経済的・事務的負担及び施設・市の事務負担軽減のためにも、市内施設の利用者分については、代理受領制度の導入を検討する。	D	■随時、園経由または保育課にて、保護者の声を聞く体制としているため、仕組みとしては検討していない。
77	私立幼稚園園児の保護者への補助	保育課	継続	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	■私立幼稚園入園児童保護者への補助事業を継続して実施する。	■保護者補助金　延べ対象者：16,837名、交付額：85,703,000円 ■満３歳児クラス預かり保育事業補助金　対象者：43人、交付額：827,500円 ■幼稚園型一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)補助金　対象者数：６人、交付額：216,800円 ■入園金補助金　対象者：467名、交付額：4,670,000円	A	-	D	■随時、園経由または保育課にて、保護者の声を聞く体制としているため、仕組みとしては検討していない。
78	受験生チャレンジ支援貸付事業	セーフティネットコールセンター	継続	■子どもの自立支援を目的に、中学３年生・高校３年生（又はこれに準じる方）向けに学習塾等の受講料や、高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行う。対象者が高校、大学等に入学した場合、返済が免除される。	■本事業の周知啓発 市HP・X・LINE・広報にて定期的に周知を行った。また、校長会への参加、市内ミニバス・スーパーマーケット、学習塾に加え市内関係施設、高幡不動駅・甲州街道駅にてチラシやポスターの掲載を行った。 ■相談及び申請受付 相談者に対し、円滑に手続きを案内し、相談から償還免除申請まで手続きを行った。また、必要に応じてひとり親相談や自立相談等の窓口に繋げた。 ■土曜臨時受付窓口開庁 普段平日に来庁が困難な方を考慮し、12月及び1月に計２回土曜日臨時受付窓口を開庁した。	■本事業の周知啓発につとめ、令和７年度における本事業の相談件数が述べ16９件、また申請件数は198件と令和６年度と比較しそれぞれ大幅に増加した。 ■普段平日に来庁が困難な方を考慮し、12月及び1月に計２回土曜日臨時受付窓口を開庁したが、計25件の相談及び申請を受付した。	A	■本事業は対象要件が定められている。僅かな部分で事業対象外となってしまう相談者がいらっしゃる。実態としては生活等やお子様の学費等で苦しい思いをされているが、本事業で支援することが出来ない。 ■本事業の必要書類や制度を案内するための説明事項が多く、申請等に手続きの煩雑さを訴える利用者がいらっしゃる。	A	■本事業は子ども・若者本人と関わる機会はなく、主にその保護者が手続きをおこなうものである。利用者方の意見として、平日に来庁することが困難であるという声が多かった。それらを踏まえ、令和7年12月及び令和8年１月の土曜日に本事業の臨時受付窓口を開設し、平日に来庁することが難しい利用者に多く利用していただけた結果となった。

基本目標Ⅱ　子どもの健やかな育ちへの支援

方針（３）　健やかな成長を支える多様な居場所づくり

①　子どもの居場所・遊び場づくり

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※○と回答した場合は現状中の内容 ※ひと回答した場合は実施しない・できない理由
79	児童館	子育て課	継続	■地域の子どもたち（０歳～18歳まで）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安全安心な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点である。 ■中高生世代が自己肯定感・自己効力感を醸成できるよう中高生世代の居場所機能の整備・充実を図る。 ■不登校やひきこもりの児童の居場所のひとつとして児童館が機能している。児童厚生員が配置されており、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■引き続き、児童館での「遊び」を通して子どもたちが健やかに育っていけるよう支援していく。また、次世代の地域の担い手づくりとして、地域に根付いたボランティア育成も実施する。 ■「地域で困った時は児童館へ」と子どもや保護者に信頼され頼られる施設づくりを進める。市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。 ■まんがんじ児童館の改築工事を実施し、令和8年度中の竣工、令和9年度からのセンター館としての開設に向け、中高生等の意見も踏まえた運営準備を進める。 ■すべての児童館において、中・高生専用の利用時間（中・高生タイム等）や事業を実施するなど、中・高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努めめ、これまでの事例を参考に、学校や日野市発達・教育支援センター「エール」等、関係機関とさらに連携を図る。また、児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、児童にとって居心地の良い居場所を提供する。	■令和7年3月に策定した「子どもまんなか大作戦!!」に基づき、引き続き子どもの声を含めた利用者の意見を反映した運営を実施した。 ■基幹型児童館に配置したエリアマネージャーを中心に、特に民間活力導入直後の学童クラブの支援を実施。並行して公設公営・民営ともに学童クラブの育成のサポート等行い、子育て支援の充実を進めた。 ■専門的見地を持った職員が地域に出向き子どもの自己表現ができる場として移動児童館事業を実施。基幹型児童館と地域型児童館と連携することにより限られた人数で移動児童館を行い遊び場の提供ができた。	A	■子どもを主体と考えながら、これまでの枠に捕らわれない自由な発想のもと、学童クラブや放課後子ども教室との連携を図りつつ、各児童館の施設の特徴や利用者のニーズに合わせた事業展開を実施していくことが求められている。	A	■運営協議会を開催し、子どもを含む関係者からの声を聴いている。
80	放課後子ども教室「ひのっち」	子育て課	継続	■地域住民と学校の協力のもと、体育館や校庭等の学校施設を活用し、地域ボランティアが見守るなかで子ども達が安心して自由に過ごすことができる、放課後の居場所づくり事業。市内全小学校で、給食のある日の放課後に実施しており、定期的に学びやスポーツ、文化体験等の学習プログラムも実施する。 ■夏季休業の一部の期間でも、長期休業中の子どもの居場所づくりとして「なつひの」を実施する。	■市内全小学校17校で実施する。 ■市内全小学校17校で夏季休業中の「なつひの」を実施する。 ■従事者に対し熱中症予防や応急救命等の研修行い、子どもや保護者が安心できる居場所づくりに取り組む。 ■従事者不足の解消に向けて、チラシ配布やポスター掲示等、従事者確保に継続して取り組んでいく。	■「ひのっち」として安定的な教室運営ができた。	A	■35人学級や児童数の増加等により、実施場所の確保が難しくなっている。 ■高齢や家庭環境の変化等の理由で退任するパートナーも増え、見守りに十分な人員の確保が困難なケースが生じてきている	A	■学期ごとに運営委員会を開催し、校長、副校長をはじめ、子どもに接する部署の方からの意見を聞いた。 ■日々子どもや保護者と接するパートナー・コーディネーターが機嫌で聞き取った意見や要望を子育て課に報告し、事業に反映させている。 ■子ども達に人気のあるプログラムや季節の行事にちなんだプログラム等を実施し、子ども達に体験の機会を提供している。
81	中高生世代スペース	子ども家庭支援センター	新規	■中学校卒業後にも切れ目のない支援を実現することを目的に設置。 ■自習スペースやソファがあり、中高生世代が安心して過ごすことができる居場所。中高生世代対象のイベントも開催する。 ■中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通した相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。	■中高生世代スペースを利用する、または利用予定の中高生世代、特に困難を抱え孤立しているもしくはする可能性のある中高生世代の相談、進学、就労につながる支援、対人関係及びコミュニケーションの訓練、社会体験を補完させるワークショップ、共同作業、地域行事及びボランティア活動といった、地域とつながる契機となる活動メニューを提供して、中高生世代を支援していく。	■中高生世代スペース年間利用者数　3759名 ■地域の関係機関との連携については年間を通してまんがんじ児童館、みなみだいら児童館の２か所の児童館への派回を実施して、中高生世代や小学生とも交流しながら、中高生スペースについての周知活動、普及啓発を行った。 ■学習支援については中高生世代スペース利用者が大学生ボランティアに気軽に話し相談できる環境が整ってきた。利用者の勉強、学校、進路等の様々な悩みに対して大学生ボランティアが身近な相談相手として学習習慣の形成を支援してきた。 ■ユースカフェ事業では中高生世代への居場所の提供のみならず、中高生世代が抱える悩みや問題に寄り添い利用者の心身の安定、自己肯定感の向上に努めた。 ■プレコンセプションケアの啓発については産婦人科医を招いての講演を実施したり、関連する書籍を展示して中高生世代の利用者への普及啓発を行った。	B	■中高生世代スペースの運営は軌道に乗りつつあり、地域の関係機関への周知啓発も進んでいるが、不登校や引きこもり等中高生世代スペースへの利用には至っていない様々の中高生世代への状況に応じた支援、アウトリーチについてはまだまだ十分ではないと捉えている。	A	■中高生世代スペースを利用する中高生世代の利用者に対して、利用した感想・意見、中高生世代スペースへの要望、日々の悩み、相談等を積極的に聴いて事業運営に反映させるように努めている。
82	公園、児童遊園などの地域の遊び場づくり	緑と清流課	継続	■子どもが安全安心に遊ぶことができるよう公園等の整備を実施する。	■安全確保のため遊具等を点検・補修し維持管理する。 ■提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい公園整備を行うよう指導を行う。	■優先順位を危険度、利用頻度等で総合的に勘案し予算内にて公園施設・遊具の修繕工事を発注。 ■新規公園協議を行った。	B	■提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい（視模により住民の意見を聞きながら）公園整備を行うよう指導を行う。 ■遊具の大規模改修が必要な場合はインクルーシブ遊具等を検討する。 ■設置されてからの年数が経っている公園が多いため、修繕工事が追いついていない箇所もある。	A	■万願寺中央公園の遊具広場の改修に向けて、ワークショップを開催している。当事者にも参加してもらい意見聴取を行っている。

② 多様な学びや体験ができる場の充実

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和8年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
83	ジュニアリーダー講習会	子育て課	継続	■小学5年生から中学3年生までの受講生を対象に、高校生以上のボランティアであるリーダーが企画・運営を担当し、野外活動や集団行動、異年齢交流を通して地域への愛着や関心を育み、他者と協力して物事に取り組むことができるジュニアリーダーを育成する。 ■将来的に地域活動の担い手となれる人材の育成を目的としており、リーダーは講習会のほか、子ども会や地域のイベント等での手伝いやレクリエーション提供等の地域活動にも従事している。 ■昭和41年(1966年)事業開始。	■引き続き安全な講習会の実施、内容の充実を図る。 ■青少年委員とリーダーの連携強化を重視し、青少年委員にはより運営の内側へ関わってもらう声掛けする。 ■ボランティアリーダーや手をつなごう・こどもまつりへの参加等、地域交流の促進	■実施日 6月～12月に実施(計7回) ■参加人数 小学生32名, 中学生16名 ■屋内外でのレクリエーションやナイトハイク、他市の青少年育成施設を利用したキャンプを行った。	A	■新規リーダーが増加したため、基礎力向上や研修の拡充が求められる。	A	■事業実施後、受講生及び保護者に対してアンケートを実施。やってみたいレクリエーションや楽しかったプログラム等を回答してもらい、次年度の事業実施の参考としている。 ■受講生を指導するリーダーは高校生が多く、自分達で講習会の企画・当日の運営を担っている。
84	青少年委員	子育て課	継続	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校地区（8区）に2名の青少年委員を委嘱。地域と行政、地域と地域をつなぐパイプ役として、地区育成会、児童館、小中学校・特別支援学校のサポート等の個別の活動のほか、「青少年委員の会」として「みんなの遊・友ランド」の運営や「ジュニアリーダー講習会」等の市の事業にも協力している。 ■昭和35年(1960年)に青少年委員制度として発足。	■引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。 ■引き続きジュニアリーダー講習会との連携を強化していく。	■定例会(月1)、青少年委員だより発行(年2回)、みんなの遊・友ランド運営、ジュニアリーダー講習会サポート、自然体験企画・手をつなごうこどもまつりへの参加等 ■自然体験企画で講師を務め、子どもたちに自然の中での体験活動の提供を行った。 ■地域で子ども達と関わる人として、各種会議体に出席。(子ども・子育て支援会議等) ■東京都青少年委員会連合会に所属し、都(月1)・多摩地区(隔月)の会議に出席し、他市の青少年委員と情報交換・研修等を行った。	A	■各委員の経験やスキル、人脈を生かし、引き続き市の青少年事業に協力いただく。そのためには無理なく委員を任期満了まで務めていただけるよう、事務の負担軽減・簡略化や事業の簡略化等を検討していく。	A	■ジュニアリーダー講習会では、企画・立案を担う高校生等学生中心のリーダー(スタッフ)の自主性を尊重しながら、経験を活かし相談役・フォロー役として講習会の安全確保を担っている。 ■学校と地域、行政をつなぐパイプ役として活動。 ■運営や企画した事業において、次回に活かすため参加者にアンケートを実施。
85	みんなの遊・友ランド	子育て課	継続	■障害のあるなしに関わらず、子ども達がともに遊び楽しい時間を共有することで、互いを理解し助け合う気持ちを育むきっかけの場となることを目的としたイベント。特別支援学校や日野市少年子連絡の会、日野市社会福祉協議会等の協力のもと、青少年委員の会が企画・運営を行う。ボランティアスタッフは学生がメインとなり、イベントを通して障害への理解を深めるとともに、地域活動への関心を高めてもらう。 ■平成4年(1992年)事業開始。	■障害の有無にかかわらない子どもたちの交流が実現可能なプログラムを検討し、実施する。	■入れ替え制等の制限を設けない形で実施し、188名が来場。86名の学生・一般ボランティアが参加し、子ども達と交流することができた ■来場者全体でのレクリエーションを実施し、イベント本来の目的である障がいの有無に関わらない子どもたちの直接的な交流を果たすことができた。 ■イベントへより参加しやすくするため、R6年度同様一般参加者は事前申し込み不要の形で実施。	B	■ボランティア不足も生じているため、より多くの関係団体と連携することでボランティアの確保に努めつつ、実施方法(ペアサポーター等)の変更を検討していく。	A	■会場内でアンケートを実施し、直接子ども、保護者の感想や意見を聞いた。
86	保育園における農業体験	保育課	継続	■市立保育園の食育年間計画表に基づき、農作物を育てる体験をし、食を営む力の育成と、自然の恩みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■日野市食育推進計画に基づき、保育園の園児に経験を提供する。 ①作物の栽培から調理までを園児が主体的に体験し実践できる環境を提供する。 ②食に関心が持てるように日々の給食を楽しい時間にする。 ③そら豆のさやむき、とうもろこしの皮むき、5歳児がおにぎり作りを体験することで、食に関心を持てるようにする。	■日野市食育推進計画に基づき、保育園の園児に経験を提供する。 ①1園全園で、じゃがいもや、さつまいもを育て調理して食べる、夏野菜を育て給食で食べることで、園に触れ、食を楽しんだ。 2行事食だけでなく、毎日の献立を園児に伝えたり、使用している食材を教えたりして、食により興味を持てる工夫をするとともに、楽しく食べるように環境設定を行った。 ③1園全園で、そら豆のさやむき、とうもろこしの皮むき、5歳児がおにぎり作りを体験することで、食に興味をもち、楽しい取り組みになった。	A	■食育のPDCAを回す工夫が不足し、そらまめのさやむきやとうもろこしの皮むきはイメントになっているため、目的や成果を考えて計画が必要と感じている。 ■園の畑が小さいところがあり、畑の環境整備が課題。	B	■事業実施後には、園児らの声を記録し、おたよりで保護者に報告している
87	幼稚園・小中学校での農業体験	教育指導課	継続	■市立学校において実態に応じ、各教科等の学習等の中に農業体験を取り入れる。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。 ■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施する。	■学童農園や地域農家の協力を得て体験農園を活用し、児童・生徒を対象とした農業体験を実施した。	B	-	A	■授業の中で子どもたちの意見が入っている。どの活動においても、教員主導ではなく、児童・生徒が「行ってみたい」「聞いてみたい」「関わってみたい」という思いを大切にし、児童・生徒主体で行うようにしている。保護者等には、参加時に都度意見を聞くようにしている。
88	日野型地域クラブ活動「ひのスポ・ひのカル」	教育指導課	新規	■学校部活動に関する課題の解決に向け、市の実態に合わせ、地域の文化・スポーツ関係団体が連携し、子どもを中心とした誰もが文化・スポーツに親しむことができる持続可能な文化・スポーツ環境の実現を図る。	■東京都モデルを基本とした部活動改革の取組を推進する ■日野型地域クラブ活動「ひのスポ！」「ひのカル！」の実施プログラム及び連携プログラムについて継続して提供を行う。	■日野型地域クラブ活動「ひのスポ！」「ひのカル！」の実施プログラム及び連携プログラムについて継続して提供を行った。	B	■持続可能な運営体制の構築	A	■児童・生徒を対象としたアンケートを実施している
89	自然環境を生かした体験学習	緑と清流課	継続	■昆虫の専門家に講師を依頼して、親子を対象に観察会を実施する。 ■水辺の楽校推進協議会に依頼して、子供たちが自然に触れる体験学習を実施する。 ■八王子市と連携して夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施する。	■水辺の楽校においては、潤徳浅川水辺の楽校推進協議会は休止中である。滝合水辺の楽校推進協議会は社会情勢などを鑑みてイベントの実施を判断するよう指導する。 ■令和8年度から子どもの交流事業は八王子市の組織改正に伴い実施不可。	■潤徳浅川水辺の楽校は学校の支援体制が期待できないことから中止している。 ■滝合水辺の楽校は年5回イベントを実施。 ■子どもの交流事業は八王子市と連携して多摩川河口の川崎市干潟館において自然体験や学習事業を行った。	C	■潤徳浅川水辺の楽校に関しては教員の働き方改革に伴って、以前のような学校からの協力や支援を受けられない。 ■組織体制の変更や指導者の高齢化に伴い、事業の存続が難しくなっている。	A	■実施者に事業の継続に向けての課題をヒアリングしている。
90	子どもの学習・生活支援「ほっとも」	セーフティネットコールセンター	継続	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や生活保護世帯の小学生・中学生・高校生に対し、安心して通える居場所の提供、社会生活の訓練、学習支援を実施する。	■推薦機関や関係機関と協力して訪問を行い、利用者の実態把握に努めるとともに各事業所と学校との連携を強化する。 ■令和8年3月末をもって1か所が閉所し、5か所から4か所となった。既存4か所の施設全体としての受入枠にまだ余裕はあるものの、施設によっては既に定員に達しているところもある。ほっとものの利用者数は緩やかな増加傾向にあることも踏まえ、閉所分の受け皿として新たな実施事業者の開拓を目指すとともに、既存実施事業者の事業量（実施日数）拡大による利用定員増に向け検討していく。	■発達・教育支援課ＳＳＷ、子ども家庭支援センター等支援関係部署と適宜情報共有を行い、利用者の支援ができた。 ■利用登録者数（令和7年度末現在） 4か所合計　93名（小学生30名、中学生39名、高校生24名）	B	■定員数には一定の余裕がある一方で、立地都合によりほっとも利用が難しい児童もいると思われる。地域差が出ないよう、利用希望者の動向を見ながら増設について引き続き検討する必要がある。	A	■事業を実施する中で、利用者（保護者）からのご意見等は適宜受け付けて支援にきめ細かく反映している。また、ほっとも運営事業者や発達・教育支援課・子ども家庭支援センター等の関係機関とも情報共有を図り、当事者の意見を反映している。
91	ＧＩＧＡスクール構想の推進	教育指導課	継続	■ＩＣＴ活用教育を組織的に推進し、児童・生徒の情報活用能力を高める。 ■ＩＣＴを活用して、校務の情報化、効率化を徹底し、教員の働き方改革を進めることで、児童・生徒と向き合う時間を増やす。	■国・都・市のICT活用教育推進施策及び、情勢を汲み取った内容で、各研修会・委員会等を運営する。また、各学校の好事例を、上記研修会・委員会等だけでなく、校務支援システム上や市Webページ等で共有することで、教職員の情報活用能力の向上及びICT活用教育の推進を図る。	■ICT活用教育に係る研修会を、新任・転任管理職研修会（１回）、ICT活用教育管理職研修会（２回）、ICT活用教育推進委員会（４回）と実施し、各学校等からの課題を吸い上げるとともに、国・都・市の施策に関する情報伝達等を行った。 ■ネットワークアセスメントを実施し、ネットワーク通信速度の改善を図った。	B	■他市から異動してきた教職員へのICT利活用推進	A	■年2回、小・中各1校（GIGAスクール推進校）の児童生徒へ及び、全校教職員にICT利活用アンケートを実施している。
92	図書館における子どもの本への関心、興味を促す取組	図書館	継続	■特別な支援を必要とする子どもや多様な背景を持つ子どもへの支援に取り組む。 ■絵本バック（貸絵本セット）、読書パスポート（読書記録）、絵本の読み聞かせ講座など、乳幼児親子向けの取組や、対象年齢別おはなし会・出張おはなし会を実施する。 ■学校搬送便や図書館ガイダンス（小学３年生）、児童向け図書館ホームページや青少年向け図書コーナーの充実などを行う。中学生と作家の交流事業、職場体験受入れ・夏休みジュニアスタッフを実施する。 ■中学生以上社会人未満の世代を対象にヤングスタッフ活動（同世代に本の魅力をつたえる等）を支援する。	■図書館内でのおはなし会および子育て関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関わる事業の継続実施。各世代の子どもたちとその保護者へ効果的なアプローチ方法を検討する。 ■特別な支援を必要とする子どもや多様な背景を持つ子どもへの支援についての取り組みの中で特別支援学校・学級と子どもの読書活動を通して連携する。 ■外国語図書資料やリアルブックの受入を継続する。 ■図書館ホームページ上の児童向けコンテンツのさらなる充実。 ■乳幼児向けの「絵本バック（貸絵本セット）」企画を継続。 ■児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の充実を図る。 ■R6年度から開始した電子書籍サービスの継続。 ■小学校への「本の森」学級文庫セット配本を継続する。 ■夏休み期間の学童クラブへの「出張おはなし会」の継続実施。 ■中学生・高校生・大学生による日野ヤングスタッフの活動を支援する。 ■子ども読書活動推進事業としてテーマ展示や講演会を実施。 ■読書パスポート（読書記録）の案内、読み聞かせ入門講座の開催。 ■「学校搬送便（調べ学習用資料の学校への団体貸出）」、図書館ガイダンス（小学校３年生）および夏休みジュニアスタッフの実施、職場体験の受入。	■図書館内でのおはなし会および子育て関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関わる事業の継続を積極的に行った。 ■「たかはたブククラブ」（小学生向け）を実施。会員制をとり、継続して子どもたちが自ら本に関われるような企画を行った。 ■12月に都立七生特別支援学校に訪問し、全学年に対して出張おはなし会をおこなった。 ■図書館ホームページ上の児童向けコンテンツとして「今月のおすすめ本」コーナーを継続。 ■乳幼児向けに季節の本をセットした「秋のおたのしみ袋」を実施。 ■児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の購入。 ■R6年度から開始した電子書籍サービスを継続して行った。 ■小学校への「本の森」学級文庫セット配本を継続して行った。 ■夏休み期間の学童クラブへの「出張おはなし会」を継続して行った。 ■中学生と作家の交流事業として、公募制で「小説紹介クリエーター　けんごさん講演会」を実施。講演会に関連する資料の購入と配本をおこなった。 ■開館後の中央図書館で、日野ヤングスタッフによるイベント「ヤンスタナイト」を開催するなど、ヤングスタッフの活動の支援を行った。 ■子ども読書活動推進事業として、絵本作家でとうめぐみさんワークショップ「みんなで楽しもう！パンのようちえんえんそくにいくの世界」を6月に開催した。 ■「絵本読み聞かせ入門講座」を2館で実施。 ■「学校搬送便（調べ学習用資料の学校への団体貸出）」を継続して行った。 ■　図書館ガイダンス（小学校３年生）および夏休みジュニアスタッフの実施、職場体験の受入を継続して行った。	A	■図書館ガイダンス（小学校3年生）のＰＲについて →毎年日程があわない等で訪問できない小学校が何校かある。先生方に対してのＰＲの仕方等の検討が必要。	A	■特別支援学級ではない会を開催する際には、事前に担当の先生と打ち合わせをおこない、各学年の先生方にアンケートをとるなどの準備をして、現場の声を反映するようにしている。 ■読み聞かせ入門講座を実施した時には必ず参加者にアンケートをとり、次回の講座の参考にしている。 ■夏休みジュニアスタッフを受け入れた際には、終了後にアンケートをとり、次回の活動の参考にしている。 ■職場体験などで児童生徒におすすめの絵本の紹介（POP）作成を依頼し、本とともに展示。幅広い世代の注目を集め、その本はよく貸し出されている。自らの発信した情報が、誰かに直接届く体験が味わえていると思われる。
93	青少年事業	生涯学習支援課	継続	■子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や、遊びを通した異学年の交流の場を提供する。その他、公民館における各種イベント等においても手づくり体験等の機会を提供する。	■地域連携を目的に、児童館や近隣施設、地域で活動する団体とも協力し子どもたちが楽しみなデジタル関連の講座や、伝統行事を体験できる講座を展開しながら居場所づくりを創造していく。学びの内容が子どもたち世代の需要に追いつけるよう、工夫と検討を重ねる。	■近隣の企業・大学や地域で活動する団体等と連携して、様々な体験を提供することができた。また、東京都と連携してデジタル関連の講座も実施したり、親子で協力して取り組み講座等も実施することができた。、講座をとおして異なる世代との交流を図ることができ貴重な学びの場となった。 ・青少年事業　　21講座	A	■学びの内容が子どもたち世代の需要に追いつけるように検討していきたい	B	-

基本目標Ⅲ　子育て・子育ちを支えるまちづくり

方針（1）　地域で子供の成長を支える仕組みづくり

①　地域の力で子ども・子育てを支援する活動への協力

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和8年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及び将来の当事者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
94	地区青少年育成会	子育て課	継続	■中学校地区（８地区）ごとに組織され、地域のすべての子ども達に関心を持ち、子ども達が健やかに成長することを願い、地域ぐるみで青少年の育成のために活動している。様々な行事やイベントなどを開催し、子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供するほか、児童館等の地域イベントにも協力している。またすべての育成会が加盟する連合会では、研修会や交流会のほか、市と共催で自然体験事業を実施する。 ■昭和39年(1964年)発足の日野市青少年問題協議会地区委員会が前身。平成２年(1990年)に日野市地区青少年育成会となる。	■各地区育成会の活動 地域の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校区ごとに、地域の特色を活かしたイベントや企画を育成会で実施していく。市はこれらの育成会の活動をバックアップしていく。 ■育成会連合会の活動 各地区育成会が相互に連携・協力し、市内全地区が一体となって青少年健全育成事業を実施していく。	■各地区の主な活動実績 ≪一中地区≫ふれあいデイキャンプ　ふれあいたすきリレー ≪二中地区≫三世代の集い ≪七生中地区≫ラジオ体操 スポーツまつりinななお ≪三中地区≫さといも植え付け 観察会 収穫祭 ≪四中地区≫オータム・デイ・キャンプ 新四中生交流会 ≪三沢中地区≫ハイキング&リんご狩り 三沢中地域活動部との花壇作り ≪大坂上中地区≫ふれあいまつり ふれあいハイク ≪平山中地区≫収穫祭 みんなのたまり場 平山ふれあいまつり ■青少年育成会連合会の主な活動 ・いきいき体験事業(8/1,8/14) ・研修会(12/21)防災体験 ・交流会(2/21)モルック及びボッチャ体験	B	■各地区育成会において担い手不足が生じており、伝統的なイベントを継続していけるよう検討していく必要がある。 ■地区青少年育成会と青少年育成会連合会が連携をした上で活動をしていく必要がある。	A	■イベントに参加した子ども達へアンケートを実施し、次回の企画等に活かしている ■中学生にボランティアや企画側として、イベントに参加する機会を提供
95	子ども会などへの支援	子育て課	継続	■子ども会やボーイスカウト・ガールスカウト連合協議会に対して、青少年の健全な育成発展を図ることを目的とした補助金を交付し、活動を支援する。 ■子ども会からの要請に応じ、イベントでレクリエーション等を提供するボランティアリーダーを派遣する。	■引き続き子ども会に対して補助金を交付する ■子ども会補助金の周知及びボランティアリーダー派遣のさらなる拡充 ■提出書類の簡素化等により、役員の負担減を図る	■子ども会補助金交付件数　28団体	A	■引き続き補助金申請の負担軽減やボランティアリーダーの周知を図り、各団体の活動の支援を続けていく必要がある	A	■補助金実績報の際に意見をいただき、申請手続きにおける子ども会役員の負担軽減につなげている
96	子ども食堂への支援	子育て課	新規	■地域の子どもやその保護者が気軽に集まり、無料または安い料金で食事を楽しみながら交流できる子ども食堂を運営している団体を支援し、活動を充実させて続けられるようにする。 ■子ども食堂が支援を必要とする子どもや家庭を適切な相談・支援機関につなげるきっかけの場となるよう、引き続き運営団体と連携する。	■補助金の交付 ■連絡会での情報共有(横のつながり) ■子どもを取り巻く環境について理解を深める研修を実施	■15団体へ補助金を交付し、その活動を支援した。	A	■支援が必要な団体に情報が届いているのか。	A	■年に3回連絡会を実施し、子ども食堂実施団体からの意見・要望を伺っている
97	プレーパーク	子育て課	継続	■地域の自然が残る環境等を活用し、野外経験豊かなプレーリーダーや地域の大人等が見守る中で、子ども達が自ら考え工夫して遊びを作りだし、自らの責任において自由に遊び、だれでも参加することができる地域の居場所。 ■運営する団体に対し、活動の充実・継続を支援することで、子ども達の遊び場・体験の場の充実を図る。	■プレーパークおよびプレーパーク活動支援補助金の周知を行う。 ■自然体験企画等の子育て課の体験事業に協力を求め、各プレーパークの特色やスキルを活かしてもらう。	■3団体に対して補助金の交付し、その活動を支援した。 ■延べ実施回数:150回、延べ参加者数:8,482人　※3団体合計	A	■令和7年度から活動支援のための補助金を設置。事業及び補助金の周知・啓発	A	■事業実施にあたり子どもの意見を聴いている。
98	手をつなごう・こどもまつり	子育て課	継続	■日頃から子ども達に関わる活動をする市内の様々な団体が実行委員会となり、市と協働して毎年秋にイベントを開催。参加団体による工作やゲーム、展示、模擬店等のほか、子ども達が日頃の成果を発表するダンスや演奏等のステージなど、子ども達が主役となるイベント。 ■児童館「こどもまつり」と青少年育成市民交流集会「手をつなごう」が統合され、平成22年(2010年)から「手をつなごう・こどもまつり」を開催。	■引き続き、日頃から子どもに関わっている団体による実行委員会を立ち上げ、イベントを通して交流を深めるとともに、子どもが日頃の成果を発表できる場とする ■子ども連や乳幼児連れの家族等、誰でも気軽に楽しめるイベントを提供する	■令和7年11月2日(日)市民の森ふれあいホール及び仲田の森亜糸公園にて実施。 参加団体　計33団体 来場者は延べ約3,000名 当日は天候に恵まれ、屋内・屋外ともに多くの来場者で賑わった。	A	■子どもたちの日頃の成果の発表の場として、まつりのステージを提供し、多くの子ども達が出演した。 ■乳幼児連れでも安心して来場できるよう、幼児室やベビーカー置き場の設置、親子で楽しめるコーナーの充実等を図り、子育て中のご家庭が気軽に参加できるイベントを実施。	A	■子どもたちの日頃の成果の発表の場として、まつりのステージを提供し、多くの子ども達に出演してもらっている。 ■乳幼児連れでも安心して来場できるよう、幼児室やベビーカー置き場の設置、親子で楽しめるコーナーの充実等を図り、子育て中のご家庭が気軽に参加できるイベントを実現。
99	ファミリー・アテンダント事業	子ども家庭支援センター	新規	≪寄り添いアテンダント≫ ■研修を受けたボランティアが子育て世帯を訪問し、傾聴や寄り添い支援を行う。 （子ども家庭支援センター）	■家庭訪問を希望する世帯を対象に、育児の不安や悩みを抱えた保護者の話の傾聴や、家事・育児等を協働して行うことにより、子育て世帯の多様なニーズに伴走しながら応えていく。 ■適所型支援である子育てひろば事業と併用しながら子育て世帯の支援につなげる	■利用世帯数　33世帯 ■訪問件数　145回	A	■乳幼児親子の孤立防止を目的とした傾聴・協働の伴走支援、地域資源に繋ぐきっかけづくりの回数限定の支援として事業を実施しているが、無料で直接呼べるお手伝いさんのように捉えられるケースもあり、事業の性質や目的について、引き続き市民に分かりやすく伝えていく必要がある。	A	■初回訪問時には、担当の寄り添いアテンダントと共にアテンダントマネージャーが今後の支援内容について丁寧に意見を聞き取り、依頼に沿った支援になるよう調整。 訪問支援の終了時にアンケートを実施。
		福祉政策課	新規	≪見守りアテンダント≫ ■民生委員・児童委員が赤ちゃんのいる家庭を訪問して育児支援品を配布する。 （福祉政策課・再掲）	■引き続き赤ちゃん家庭を訪問しその家庭状況を把握等し、育児支援品を配布する。	■月に約８０件の赤ちゃん家庭に訪問し育児支援品を配布し、ファミリー・アテンダント事業の説明等を行った。	B	■訪問しても対応してもらえないことがある。	A	■困りごとを聴いて、繋ぐ役割を持って活動している。

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ社会定り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
100	地域乳幼児親子の つながりづくり支援	子ども家庭支援センター	継続	■孤立しがちな子育て世帯のつながりづくりを支援する。具体的には、子育てひろばより細かい明日での出張ひろば等の開催、子育て支援グループ等地域の子育て支援者と連携した親子の居場所づくり、子育てサークルへの支援を行う。	■子育てひろばの空白地域等を対象に試験的に実施する定期的な出張ひろばを実施する。（ちょこっと子育てひろば） ■月齢別の親子同士をつなげる継続的な交流の場を開催する。（あかちゃん親子ひろば） ■地域で子育てを支援したいボランティア（支援者）を発掘し、ニーズに応じた支援を行う。 ■地域の乳幼児親子を対象にした交流会を開催し、親子同士や地域の支援者との顔の見える関係づくりを推進する。（地域乳幼児親子の交流会）	■ちょこっと子育てひろば 開催回数：21回　参加延べ人数：230名 ■あかちゃん親子ひろば 開催回数：32回　参加延べ人数：541名 ■乳幼児親子の交流会 開催回数：3回　参加延べ人数：193名 ■子育てサークル 登録団体：6団体　訪問件数：45回 ■子育て支援グループ 登録団体：　9団体	A	■保育園等への入園時期が早まる中、子育てサークルの活動が縮小傾向にある。サークル支援以外の地域での子育て支援の在り方について、効果的な方法を探る必要がある。	A	■LoGoフォームを活用した簡単な利用者アンケートを実施。その都度、関係者会議にて次回事業への反映を検討する。
101	地域における子育て人材育成と活躍の機会の創出	子ども家庭支援センター	継続	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。 ■市民の参加による子育てパートナー事業は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター・カフセミハウス（出張ひろば）等様々なかたちでの居場所づくりを行う。	■市民が、子育て支援に積極的に関われるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。 ■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。	■養成講座 延べ受講者数　61名 ■子育てひろば利用者 ＜万願寺＞：6,972名 ＜南平＞：709名 ＜雪田＞：1,678名	A	■養成講座を修了した子育て支援人材の活躍機会として、令和5年度からはファミリー・アテンダント事業も加わったが、引き続き活躍機会の創出を検討していく。	A	■開催する民場所内に投書箱を設置。ご意見があった場合は対応を検討し、回答を掲示。 養成講座の中で交流会を実施。
102	コミュニティ・スクール運営事業	教育指導課	継続	■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全小中学校に設置・運営する。	■コミュニティ・スクール制度の導入を希望する学校に対し、技術的な支援を行う。 ■既導入校へのフォローアップとして、研修等を実施する。	■令和8年度から制度導入を予定していた4校について、関係者への説明等の支援を実施した。 ■導入校及び導入検討校の関係者を対象に、研修会及び連絡会を実施した。	B	■制度の担い手となる人材が限られていることから複数校を兼任する事例が生じており、負荷が増大してしまっている。	C	■学校経営を主旨とする制度であり、当事者である子供の意見をどのような形で聞き取っていくかは慎重な検討が必要。
103	地域学校協働活動	教育指導課	継続	■地域の人々が学校運営を支援する「地域学校協働活動本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置して、学習支援・環境整備・登下校の見守り・行事の支援・放課後の学習支援（一部の小・中学校）などを実施する。	■地域コーディネーター未配置校について、配置を進める。 ■年3回程度コーディネーター会議を開催し、情報共有・交換、活動実態の把握を行う。	■新たに中学校5校へコーディネーターを配置し、学習支援等の取組を中心に活動を展開した。 ■情報共有等の場として、コーディネーター会議を実施した。	B	■特定の人材が長く活動の中心を担っている事例が多く、安定的で質の高い活動が展開できている半面、本人への負担や持続性・継続性という点で課題がある。	C	■有償ボランティアではあるものの、責任や活動の性質から事実上地域の有志により成り立っている事業であり、子供の声をどのような形で取り入れることが相互に好影響となるかは慎重に検討が必要
104	地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）	生涯学習支援課	継続	■ひの21世紀ふらい塾や公民館活動サークルを通じて特技を生かして教えたいという市民や市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■市民の学び合いの支援を行う。日野市生涯学習ポータルサイト「Hi Know!（ひのう）」やホームページ等を使い、講師や事業の周知活用を促進する。また、本事業について広く周知できるようなイベントの実施をする。	■市民講師や市職員を派遣し、市民の学習支援を行った（延べ実施件数6件、参加者数86人）。ホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用呼びかけを行った。また登録講師の募集も行った。	B	■媒体、申込方法等、時代に即した手法の導入を検討していく	B	
105	家庭教育学級	生涯学習支援課	継続	■家庭教育の担い手である保護者の教育力向上のため、家庭教育に関するテーマをとりあげた学習活動を提供する。	■各校PTAによる家庭教育学級講座を開催する。 ■生涯学習支援課が小中学生の保護者を対象に、子育てに関する講演会及び講座を開催する。	■小中学校11校で家庭教育学級を開催した（22件、延べ参加人数1,314人） 中央公民館が家庭教育支援事業の中で、こどもとおとなの映画会等計3回の講座等を実施。延べ120名が参加。	B	■各小・中学校に於いて家庭教育学級の主な担い手であったPTAのあり方や活動が変化してきており、学校間による格差が生じている。今後の事業実施手法については時流に即したやり方を検討する。	B	
106	無料塾 （子どもの学習等支援事業補助金）	セーフティネット コールセンター	新規	■有料の塾に通うのが難しい子どもや、学校以外で勉強する場所がない子どもが学べる場所を提供している団体に対して補助金を交付する事業。 ■勉強のほか、楽しいイベントがあったり、みんなでご飯を食べたりするなど、子ども達の安心できる居場所にもなっている。	■例年同様該当の団体に対して補助金を交付する。広報や公式LINE等を用いて制度を周知し、必要な団体へ情報が行き届くようにする。	■令和7年度に要綱を改正し、実績払いから概算払いへ変更した。その結果、8団体より申請があり交付を行った。	B	■新規の申請がなかなか増えない為、周知活動にも力を入れていく。	C	■団体への補助金の為直接子ども若者等の意見を反映させられることは少ないが、各団体と密に連携を取り関係性を築くことで、支援が必要なずどもや保護者がいた場合に情報提供を行ってもらっている。また、団体の代表等からの相談等も随時受けており、制度のみの関係ではなく、パートナーのような関係を目指して対応している。
107	市民活動（ＮＰＯなど） への支援	地域協働課	継続	■多世代、守備範囲の異なる市民（団体）が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会等を引き続き開催する。 ■ひの市民活動支援センターを拠点として、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。 ■市民活動の財源確保のための支援を行う。（助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施） ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進を図る。	■子育て支援団体に対する財政的支援の実施（市民活動支援補助金） ■ひの市民活動支援センターを拠点とした相談業務の拡充を図る。市民向けに子育て支援団体の周知、団体間をつなぐ取り組みを行う。	■市民活動支援補助金決定団体：4団体（子育て支援事業等も含む） 総補助額：300,435円 ■市民活動支援センター相談支援件数：35件 ■市民活動団体の活動実施に役立つ研修会や交流会の開催を行った。 ・ファシリテーションで広がる、つながる、盛り上がる（研修会） ・市民活動のための事務効率化交流会（交流会） ・助成金獲得への道（研修会） ・親café 思春期トークラウンジ（交流会） ・紙げん憂いを絵んで届ける地域活動　ここから広がる出会いとつながり（イベント） ・市民活動はじめてのAI活用術（研修会） ■ひの☆つながるひろば事業（地域活動をしたい人と協力を求める団体をマッチングするオンラインプラットフォーム）を開始 ■地域懇談会（テーマ：世代を超えてつながるチャレンジ）の開催 R7.11.22　◎平山交流センター　40人（内　小学生1人） R7.12.13　◎新町交流センター　42人（内　小学生1人）	B	■相談支援のさらなる拡充 ■地域の課題等について、多様な団体・個人が交流できる、ごちゃまぜの場の継続提供	A	■地域懇談会では、地域でこれから実施してみたいことについて、子どもや学生の意見を取り入れながら交流を深めた。 各研修会や交流会実施時にはアンケートを行い、次回の事業実施に向けた意見の聴取を行っている。

基本目標Ⅲ　子育て・子育ちを支えるまちづくり

方針（２）　安全で子育てしやすい環境整備

①　安全・安心なまちづくりの促進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
108	市内安全パトロール	防災安全課	継続	■下校時の子どもの見守りを中心に、地域の犯罪特性に即した青色防犯パトロール等を実施し、子ども関連施設を定期的に巡回して犯罪の発生状況等を職員と共有することにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。	■下校時に合わせた子どもの見守りパトロールや、薄暮時間帯における学童クラブからの帰宅児童の見守り。 子どもに対する声掛け事案等の発生状況を踏まえた効果的なパトロールを実施。 子ども関連施設への巡回。	■令和７年度青色防犯パトロールカー運行日数：１８１日 市内７６か所の子ども関連施設へ巡回を実施し、情報共有及び意見・要望等を聴取。	A	■巡回の際、市内パトロール業務に加えて適宜訪問しているため、事前に訪問を通知できないこと。	A	■子ども関連施設への巡回の際、犯罪情報等の情報提供のほか、施設代表者等から意見・要望等を聴取。
109	「こどもを守る ネットワーク」事業	防災安全課	継続	■公共交通車両や市庁用車に指定ステッカーを貼付し、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■警察から講師を招き、青色防犯パトロール講習会を実施、資格取得者を増加させ地域の防犯力を向上させる。 車両業務中の子どもの安全確保に向けた対応を徹底し、警察との迅速な連携体制を強化する。	■日程が合わず、青色防犯パトロール講習会は不実施。 定期的に警察署へ赴き、情報共有、連携体制強化に務めた。	B	■青色防犯パトロール講習会実施については警察との日程調整が必要。 市職員の青色防犯パトロール実施者証未所持者の防犯意識の向上。	C	■講習会実施時期、方法等を検討中。
110	セーフティ教室の実施	教育指導課	継続	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催する。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図る。	■関係機関、地域と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	■計画通り実施できた	A	－	A	■児童対象だけでなく、保護者対象にも実施するとともに、実施後児童生徒の感想文から今後の活動に生かしている。
111	スクールガードボランティア	庶務課	継続	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティア。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後にスクールガードボランティアの腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出しする。	■小学校ごとに登録していただき、登録後にスクールガードボランティアの腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出しする。	■小学校ごとに登録を行い、登録後にスクールガードボランティアの腕章・笛・ボランティア証・ベスト・帽子・横断旗を貸し出した。 ■令和７年度末時点での登録者を対象に、現在の活動状況を調査するためのアンケートを送付した（集計は令和８年度予定）。	B	■学区域ごとの登録者数に差がある点。	A	■定期的に実施している状況調査により、登録者の活動実態や困りごと等を把握するようにしている。

②　デジタル技術を活用したプッシュ型情報発信・手続きの簡素化（ＤＸ推進）

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
112	子育て情報発信の充実	子ども家庭支援センター	継続	■子育てに関わる様々な情報を、ぽけっとなび、子育て情報冊子、子ども家庭支援センターだより等様々な方法で発信し、子育て世帯や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	■引き続き子育て情報冊子の発行を行うとともに、ぽけっとなびを活用し、子育て情報発信を充実させる。 ■リニューアル後の市の子育て関連情報の幅広い発信を目指し、庁内での活用を促進する。 ■広報に「ぽけっとなび」の周知を行うため定期的にＰＲ記事を掲載。 ■「知っ得ハンドブック」の配布。	■従来の「妊娠・出産ガイドブック」及び「ひのっ子の子育て・子育ち　知っ得ハンドブック」を合併し、作成・配布。 ■子育てモバイルサービス「ぽけっとなび」 （2718年5月1日開設・8.3年4月アプリ化） ①閲覧件数　令和7年4月～8年3月：2,392,681PV（ページビュー） ②利用者増に向けた取り組み：広報ひのへのPR記事の掲載	B	■ぽけっとなび後継システムの検討（令和10年6月までに現行システムが	B	■ぽけっとなびに関する利用者アンケートを令和8年度中に実施予定。
113	ホームページでの学校情報提供	教育指導課	継続	■ＩＣＴ活用教育の推進策のひとつとして、学校Ｗｅｂサイトによる見える学校づくりを掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取組をホームページで公開する。	■学校Web サイトに、学校のさまり、教育課程、学校経営計画、いじめ防止基本方針等を掲載することを継続し、保護者・地域に学校の取組を発信し、見える学校づくりを推進する。	■計画通り実施できた	A	－	A	■学校によっては、学習の成果等を公表するために児童・生徒が自ら作成したＷｅｂページを公開している。
114	子ども政策に関わる ＤＸ推進計画の推進	情報政策課	新規	■プッシュ型子育てサービス、母子保健オンラインサービス（ＰＭＨ）、保活ワンストップ、給付金手続の利便性ＵＰの早期実現に向け、子育て課、保育課、子ども家庭支援センターなどの担当部署と連携して支援を行う。	■保育課と保育園入所の手続きについて、オンライン申請の実現に向け検討を行った。デジタル化でなく、DXを目指したBPRを検討した。 ■子育て課、子ども家庭支援センターとも手続きのオンライン化に向け外部DX人材の支援を受けながら検討した。 ■ＰＭＨの実装に向け、ベンダーや補助金申請などの調整を実施した。	■保育園入所申請は、90%以上がオンライン申請となり、従来の来庁及び待ち時間がなくなり申請する保護者の負担及び職員の業務効率化となった。 ■子育て課、子ども家庭支援センターの手続きについては、検討したがBPRが進まず令和7年度中のオンライン化は実現できなかった。 ■子育て課、障害福祉課では、令和8年４月１日よりPMHを実装できるよう準備を行った。	C	■利用者のニーズや職員の働き方改善を踏まえ、スピード感ある手続きのオンライン化の実現が必要。そのためには、従来の手順を大胆に見直しながら、できることから一歩一歩始める意識改革が必要。	D	■利用者ニーズについては、担当課が実施し何を行うべきかを考える必要がある。

基本目標Ⅳ　子ども・若者の成長と自立への支援

方針（１）　困難を有する子ども・若者とその家族の継続した支援

①　児童虐待防止対策の取組の推進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
115	児童虐待への対応	子ども家庭支援センター	拡充	■子ども包括支援センター「みらいく」で、子どもと家庭に関する総合相談を行うⅢ、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。 ■虐待防止マニュアル及び虐待防止ハンドブックについては、各種会議などの際に各関係機関に活用を引き続き呼びかける。	■急増する児童虐待に対し、関係機関と連携した支援を迅速に行う。 ■困難ケースや重篤な虐待事案については、八王子児童相談所と連携を密にして対応する。	■相談受理件数 1,630（内、虐待受理件数733件） ■子ども家庭支援ワーカー相談件数 32,726件 ■個別ケース会議等 95件	A	■就労をしている世帯も多くあり、夜間や土曜日等の時間外での対応が増加している。	A	■対象児童や家庭への聞き取り。関係機関への訪問や会議の開催等。
116	児童虐待防止の啓発	子ども家庭支援センター	継続	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■11月の虐待防止月間において市民への啓発を工夫して実施する。 ■引き続き庁内関係各課に対して、庁用車の虐待防止啓発マグネットシートの着用、オレンジリボン着用についてを依頼する。 ■市内全17小学校の4年生へ児童虐待防止啓発動画を使用した出前授業を実施する。	■オレンジリボンキャンペーン 窓口業務にあたる市の職員等がオレンジリボンを付ける啓発活動を実施 ■児童虐待防止啓発パネル展示 令和7年11月1日(金)～11月30日(土)　市役所１階 令和7年11月1日(金)～11月30日(土)　多摩平の森ふれあい館3階 ■市内小学校への出前授業の実施 ■子ども家庭支援センター庁用車に虐待防止啓発マグネットシートを装着	A	■マンネリ化している配布物等もあるため、新しい啓発活動に関しても検討していく。	A	■講演会終了時のアンケート配布。
117	養育家庭啓発活動	子ども家庭支援センター	継続	■様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図るための養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、10、11月の養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを引き続き実施する。	■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取り組み、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めていく。	■令和7年10月19日（日） 多摩平の森ふれあい館　集会室6 「里親家庭体験発表会」 (1)養育家庭の体験発表 (2)基調講演 (3)参加人数　68名	A	－	A	■発表会終了後のアンケート配布。

118	日野市子ども家庭支援 ネットワーク連絡協議会 （要保護児童対策地域協議会）	子ども家庭支援センター	継続	■児童福祉法第25条の２に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための連絡協議会。 ■代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深める。	■引き続き警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	■代表者会議 7月11日に開催 ■地域別会議 各中学校区ごとに第一回を6月～7月、第二回を１月～２月に開催 ■個別ケース会議 47回開催。関係機関と支援体制を整備	A	-	A	■各会議内で、情報の洗い出しと合わせ共有し、必要な支援につなぐ取組となっている。

② 不登校・ひきこもりの子ども・若者及び家族への支援

No.	事業名	主担当課	区分 （前計画からの見直） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者及り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
119	不登校対策及び 不登校児童生徒への支援	教育指導課	拡充	■校内登校支援教室を設置できるよう、家庭と子どもの支援員、別室登校指導支援員等を必要に応じて配置する。（教育指導課） ■新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりができるよう授業改善について指導・助言を行う。（教育指導課） ■三沢中学校に設置したチャレンジクラスで、不登校の生徒に対して必要な支援を行えるようにする。（教育指導課） ■フリースクール等に通う不登校児童・生徒の状況を把握し、個に応じた不登校対応ができるようにする。（教育指導課）	■校内教育支援センター支援員配置事業及びリソースルームティーチャーを活用し、各校に校内登校支援教室等の校内教育支援センターの機能を設置。 ■各校の取り組みを随時指導主事が共有する。また、令和８年２月１２日に不登校支援報告会を開催。 ■都の主催するチャレンジクラス連絡会に毎月参加し、令和８年度に都内でチャレンジクラスを開級している他校の取組を共有し、日野市の実践に取り入れる。 ■教育支援コーディネーターと連携し、各校の事例を把握した上で各校に指導助言を行う。	■計画とおり実施できた。	A	-	A	■リソースルームに不登校支援で適宜している児童・生徒にもかんの生シートの作成をお願いしており、かんのきシートには「本人の願い」や「保護者の願い」の欄を設けている。 ■担当教職員、支援員が直接本人の希望や保護者の希望を聞き取っている。
		教育センター	拡充	■教育支援コーディネーターを配置し、不登校となる児童・生徒が少なくなるよう支援の充実を図る。（教育センター） ■不登校児童・生徒の保護者向けのパンフレットを作成し、多様な学びの場や支援の仕組みがあることを周知する。（教育センター）	■わかば教室主任と教育支援コーディネーターが全市立小中学校を訪問し、登校の支援を行うとともに、不登校状況に応じた専門家の紹介、関係機関との調整を行う。 ■保護者等から不登校にかかわる相談を電話・対面で受け、必要に応じて学校や関係機関との連携調整を行う。 ■多様な学びの場や支援機関と情報の共有を行って、最新の情報に更新したが不登校支援パンフレットを作成し、市立小中学校保護者へ配信するとともに、日野市及び日野市立教育センターの双方のホームページにて公開し、相談しやすい環境を整備する。 ■出席状況調査の集計及び分析を行い、各学校や個別の課題・支援内容について取組の検討を行うとともに、協働して支援を行う調整役となる。	■わかば教室では、小学生55人、中学生59人、合計114人の児童・生徒が通室した。 ■通室した児童・生徒のうち、年度内に学校（転校を含む）復帰できた児童は6人、生徒は5人であった。 ■わかば教室に通う児童・生徒について、小学6年生13人、中学3年生19人の進路が決定した。 ■「オンラインわかば」を毎日実施した。オンラインを活用して、カウンセラー等に相談する児童・生徒が増えた。また、通室生の在籍校との連絡会では、効率的に打合せを行うため、オンラインも活用し実施した。 ■わかば教室では、学校への登校を希望する通室生の環境を調整するなどの支援を行った。 ■わかば教室に登録しているが、わかば教室にも学校にも行けていない児童・生徒にカウンセラーから連絡を入れ、通室につながった児童・生徒がいた。	A	-	A	■話を丁寧に聞いて、次に生かしていくという体制を取っている ■保護者会等で保護者とコミュニケーションを取って情報共有している
120	スクール ソーシャルワーカー （ＳＳＷ）	発達・教育支援課	継続	■不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣する。ＳＳＷは児童・生徒が多様な選択肢の中で社会的自立を目指せるよう、環境調整や社会資源へのつなぎなどを支援する。また学校や家庭が児童・生徒にとって安全安心に過ごせる環境になるよう、福祉的なアドバイスを行う。	■不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣する。ＳＳＷは児童・生徒が多様な選択肢の中で社会的自立を目指せるよう、環境調整や社会資源へのつなぎなどを支援する。また学校や家庭が児童・生徒にとって安全安心に過ごせる環境になるよう、福祉的なアドバイスを行う。	■校内委員会に出席したり日頃から教職員と連携を密にして、困難を抱える児童・生徒の把握に努め、支援が必要な生徒に適切なアプローチができるようにした。学校や家庭と連携し、子ども的安全安心にすごせるよう環境調整するとともに、必要があれば第三の居場所へのつなぎを行ない、児童・生徒の社会的自立の機会を作った。	B	■子ども支援の社会資源（第三の居場所など校外の支援）の必要性や意義について、日頃の支援の成果や教員向け研修を通して、教職員への理解浸透を目指していく必要がある。SSW単体でできること、関係各課や地域との協働でできることがあり、研鑽と連携が必要。	A	■話しやすい場所や人について、多様な選択肢の中からアセスメントを通して情報提供やつなぎを行っている。また当事者が声を聞く存在になれるよう信頼関係や専門性の向上を図っている。
121	長期間の欠席状況にある 子どもたちの教室 「わかば教室」	教育センター	継続	■日野市在住で長期間の欠席状況にある小学生及び中学生を対象とし、安心して過ごせる居場所、学びの場を提供する。 ■人との関わりを通して、社会性や自立心の育成を目指す。	■体験活動やカウンセラーによる相談活動を重視し、児童・生徒が安心して過ごせる居場所を作る。 ■ソーシャルスキルアップトレーニングなどさまざまな活動を通して、人との関わりについて支援を行う。 ■オンラインわかばを毎日実施し、有効活用していく。また、タブレット端末を活用した学習や相談活動を行う。学校やわかば教室に通えていない児童・生徒にカウンセラーから連絡を入れ相談活動を行う。 ■毎月の報告書を作成し、在籍校に毎月送付する。また、保護者会や毎月配布のわかば通信を通して保護者との連携を行う。関係機関とも連絡を密にとり連携していく。	■日野市全体の不登校状況の分析を行い、現認状況や家庭、関係機関との連携等について助言を行うとともに、日野市における傾向分析等を踏まえ、不登校総合対策策定の関連資料を整備した、各校の取組の好事例等を発信した。 ■わかば教室通室者の学校との関係について把握し、状況に応じてカウンセラーや指導員と連携した支援・調整を行った。 ■学校訪問を行い、校外専門機関やＳＳＷとの連携のための調整を行った。 ■最新版の不登校支援パンフレットを作成し、市立小中学校の全保護者に電子配信を行うとともに、日野市及び日野市立教育センター双方のホームページを活用した広報を行った。 ■フリースクール等と小中学校生活指導主任との情報共有・協議会を開催した。	A	-	A	■話を丁寧に聞いて、次に生かしていくという体制を取っている ■保護者会等で保護者とコミュニケーションを取って情報共有している
122	たきあいあい・みらいと高幡	セーフティネット コールセンター	新規	■生きづらさを感じ、居場所を求めている方やご家族が安心して過ごすことのできる場所であり、社会との交流を行う地域の拠点で、地域の方も利用することができ、大人も子どもも自分らしく過ごすことができる。（たきあいあい） ■「くらしの自立相談支援窓口みらいと」に、家以外に安心できる場を求める子どもから大人までを対象にした、居場所スペースを併設。悩み事などをより気軽なく話すことができ、不登校やひきこもり及びその家族等が利用し、相談支援を行っている。（みらいと高幡）	■（たきあいあい）ひきこもり等来づらさを感じ居場所を求めている人に対する週2回のフリースペースの他、地域の方による子ども食堂、学校に行かない子どもとその親の会、多世代交流等、地域の拠点となっている。また、3,4か月に1回、利用団体とともに意見交換を行い、運用面での課題や情報共有等を行っている。 ■（みらいと高幡）同一の建物内で実施している子どもの学習・生活支援「ほっとも」と効果的に連携することにより、機能を切り分けながらも状況に応じて相互に交流するなど、柔軟性を持たせて対応できるようにする。また、相談専用の部屋を整備し、落ち着いた環境で相談できるようにする。	■（たきあいあい）ひきこもり等来づらさを感じ居場所を求めている人に対する週2回のフリースペースの他、地域の方による子ども食堂、学校に行かない子どもとその親の会、多世代交流等、を実施する。また、3,4か月に1回、利用団体とともに意見交換を行い、運用面での課題や情報共有等を行った。 ■（みらいと高幡）子どもの学習・生活支援「ほっとも」と機能を切り分けながらも状況に応じて相互に交流するなど、柔軟性を持たせて対応した。また、相談専用の部屋を整備し、落ち着いた環境で相談できるようにした。	A	■（たきあいあい）空き家を活用して運営している居場所であるため、設備面で不具合が生じ始めている。 ■（みらいと高幡）児童でも相談しやすい環境を整え、支援者と児童の信頼関係を構築する必要がある。	A	■（たきあいあい）ひきこもり等生きづらさを感じ、たきあいあいのフリースペースに参加している方と、たきあいあいで活動する地域の方とのつながりが生まれ、当事者の方の活動の舞台が広がっている。 ■（みらいと高幡）令和６年６月に開設したが、その後も試行錯誤を重ねながら、過ごしやすい居場所、相談しやすい（話しやすい）環境を整えてきている。特に「不登校」や「ひきこもり」の児童については、利用条件を満たす場合には「ほっとも高幡（子どもの学習・居場所支援）」とも連携し、支援者と児童との信頼関係をさらに深めることにより、気持ちや意見の表出が出来るよう努めている。
123	ひきこもりセミナー	セーフティネット コールセンター	継続	■市民や関係者等に対し、ひきこもりへの理解を促進するセミナーを開催する。	■年2回、市民や関係者に向けたセミナーを開催し、ひきこもり状態への理解を深める。	■年2回、市民や関係者に向けたセミナーを開催し、ひきこもり状態への理解を深めた。	A	■自宅から出ることが出来ない当事者、ひきこもり状態の家族がいることを知られたくない家族等、支援を必要とする人にこそ情報を届けることが大変に困難である。「ひきこもり」が社会全体の問題である事を周知することで当事者やご家族が声をあげやすくなり、支援につながりやすくなると認識している。	A	■個別相談の対象を、当事者やご家族に限定せず、ひきこもり状態に悩む方からのご相談を受け付けている。
124	ひきこもりＵＸ女子会	セーフティネット コールセンター	新規	■ひきこもり状態にあったり、対人関係の難しさを感じているなど、さまざまな生きづらさを抱えている女性自認の方を対象に、当事者交流会を開催する。	■都内13区市と広域連携して、年13回のひきこもりUX女子会を開催。（日野市での開催は年1回）	■都内10区市と広域連携して、年10回のひきこもりUX女子会を開催（日野市での開催は年1回）。	A	■安心安全な場を維持継続するには、スタッフ側の技術の向上が必要なので、研鑽と経験を継続する。	A	■ひきこもりUX女子会には、つながる待合室が併設されており、ご家族や支援者、地域の方に至るまで意見交換ができる場となっている。
125	児童館（再掲）	子育て課	継続	■地域の子どもたち（０歳～18歳まで）の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安全安心な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする相談事業を実施するなど、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点である。 ■中高生世代が自己肯定感・自己効力感を醸成できるよう中高生世代の居場所機能の整備・充実を図る。 ■不登校やひきこもりの児童の居場所のひとつとして児童館が機能している。児童厚生員が配置されており、見守りや相談相手としての役割を果たしている。	■引き続き、児童館での「遊び」を通して子どもたちが健やかに育っていけるよう支援していく。また、次世代の地域の担い手づくりとして、地域に根付いたボランティア育成も実施する。 ■「地域で困った時は児童館へ」と子どもや保護者に信頼され頼られる施設づくりを進める。市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。 ■まんがんじ児童館の改築工事を実施し、令和8年度中の竣工、令和9年度からのセンター館としての開館に向け、中高生等の意見も踏まえた運営準備を進める。 ■すべての児童館において、中・高生専用の利用時間（中・高生タイム等）や事業を実施するなど、中・高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努めめ、これまでの事例を参考に、学校や日野市発達・教育支援センター「エール」等、関係機関とさらに連携を図る。また、児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、児童にとって居心地の良い居場所を提供する。	■令和7年3月に策定した「子どもまんなか大作戦!!」に基づき、引き続き子どもの声を含めた利用者の意見を反映した運営を実施した。 ■基幹型児童館に配置したエリアマネージャーを中心に、特に民間活力導入直後の学童クラブの支援を実施。並行して公設公営・民営ともに学童クラブの育成のサポート等行い、子育て支援の充実を進めた。 ■専門的見地を持った職員が地域に出向き子どもの自己表現ができる場として移動児童館事業を実施。基幹型児童館と地域型児童館と連携することにより限られた人数で移動児童館を行い遊び場の提供ができた。	A	■子どもを主体と考えながら、これまでの枠に捕らわれない自由な発想のもと、学童クラブや放課後子ども教室との連携を図りつつ、各児童館の施設の特徴や利用者のニーズに合わせた事業展開を実施していくことが求められている。	A	■運営協議会を開催し、子どもを含む関係者からの声を聴いている。
126	中高生世代スペース（再掲）	子ども家庭支援センター	新規	■中学校卒業後にも切れ目のない支援を実現することを目的に設置。 ■自習スペースやソファがあり、中高生世代が安心して過ごすことができる居場所。中高生世代対象のイベントも開催する。 ■中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。	■中高生世代世代スペースを利用する、または利用予定の中高生世代、特に困難を抱え孤立しているもしくはする可能性のある中高生世代の相談、選手、就労につなぐ支援、対人関係及びコミュニケーションの訓練、社会体験を補完させるワークショップ、共同作業、地域行事及びボランティア活動といった、地域とつながる契機となる活動メニューを提供して、中高生世代を支援していく。	■中高生世代スペース年間利用者数　3759名 ■地域の関係機関との連携については年間を通してまんがんじ児童館、みなみだいら児童館の２か所の児童館への巡回を実施して、中高生世代や小学生とも交流しながら、中高生スペースについての周知活動、普及啓発を行った。 ■学習支援については中高生世代スペース利用者が大学生ボランティアに気軽に話し相談できる環境が整ってきた。利用者の勉強、学校、進路等の様々な悩みに対して大学生ボランティアが身近な相談相手として学習習慣の形成を支援してきた。 ■ユースカフェ事業では中高生世代への居場所の提供のみならず、中高生世代が抱える悩みや問題に寄り添い利用者の心身の安定、自己肯定感の向上に努めた。 ■プレコンセプションケアの啓発については東京わかものヘルスサポートと連携して産婦人科医を招いての講演を実施したり、関連する書籍を展示して中高生世代の利用者への普及啓発を行った。	B	■中高生世代スペースの運営は軌道に乗りつつあり、地域の関係機関への周知活発も進んでいるが、不登校や引きこもり等中高生世代スペースへの利用に泛ぎっていない様々の中高生世代への状況に応じた支援、アウトリーチについてはまだまだ十分ではないと捉えている。	A	■中高生世代スペースを利用する中高生世代の利用者に対して、利用した感想・意見、中高生世代スペースへの要望、日々の悩み、相談等を積極的に聞いて事業運営に反映させるように努めている。

③　ヤングケアラーの生活環境・生活習慣の改善支援

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和7年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※C と回答した場合は検討中の内容 ※D と回答した場合は実施しない・できない理由
127	ヤングケアラー支援事業	福祉政策課	新規	■家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者への支援。 ■日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方に基づく取組の方向性は以下の通り。 ・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進の取組推進 ・ヤングケアラーの相談体制の充実 ・ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築 ・各分野の既存事業・関連施策へのヤングケアラーへの視点導入	■ヤングケアラー・コーディネーター及び専用相談窓口の設置を継続実施。ヤングケアラー当事者や関係機関の相談対応のほか、連携ネットワーク構築に向けた協議・調整、関係機関や一般市民等への周知・啓発を引き続き行う。	■令和6年度より開始したヤングケアラー・コーディネーター及び専用相談窓口を継続実施し、ヤングケアラー当事者や関係機関の相談対応のほか、連携ネットワーク構築に向けた協議を行った。 ■関係機関への周知活動や情報共有、一般市民向け講演会を行った。	B	■ヤングケアラーについては子ども条例第16条に基づく相談・救済体制の機能の一つだが、政策としての一体性や情報連携の点に課題がある。子育て関連の施策とも連携が図れるよう体制の検討が必要。	A	■相談対応に当たっては、子どもの最善の利益を考え、子どもの意見を尊重し、寄り添いながら、一緒に問題解決を図ることとしている。

④　子どもの貧困解消対策の推進

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和7年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※C と回答した場合は検討中の内容 ※D と回答した場合は実施しない・できない理由
128	子どもの貧困対策に関する基本方針の推進	セーフティネットコールセンター	継続	■子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組み、安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図る。 ■子どもに係る経済的負担の軽減を図り、子育て世帯の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組む。 ■効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化する。	■子どもの貧困対策に関する基本方針に関係する事業の進捗を図り、委員会にて報告を行う。 ■現基本方針が令和8年度までの為、令和7,8年度の2ヶ年で見直しを行い、次期方針策定を進めている。	■進捗状況の芳しくないものについては確認を行い、主管課との調整や協議を行った。 ■方針の見直し期間なので委員会を年4回開催し策定を進めた。 ■子どもの生活実態調査、低所得者調査、児童館等でのヒアリング、学校・園への調査、地域共創プラットフォーム等を用いた調査を行った。	B	■第2期基本方針の進捗管理については、策定時点と社会情勢の変化や、庁内の組織体制の変化などにも大きく、進捗管理の難しい部分も出てきている。	A	■子どもの生活実態調査、地域共創プラットフォームによるアンケートにて、匿名性を活かした子ども本人の意見をいただき、次期方針策定の基礎資料とした。 ■児童館や子どもと関わる団体へ直接訪問し、インタビュー形式で子どもから意見を聞き、方針策定の基礎資料とした。 ■学校・園へのアンケート調査を行い、子どもと関わる現場の意見を頂き、方針策定の基礎資料とした。

基本目標Ⅳ　子ども・若者の成長と自立への支援

方針（２）　子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利）の保障・擁護

①　日野市子ども条例の周知・啓発

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和7年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和７年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和７年度実績に対する 主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※C と回答した場合は検討中の内容 ※D と回答した場合は実施しない・できない理由
129	日野市子ども条例の理解啓発	子育て課	継続	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくる。 ■日野市子ども条例委員会の設置・運営により、子どもの権利の保障・擁護の検証を行う。	■引き続き「日野市子ども条例」について広く市民に周知啓発を行う。 ■日野市子ども条例委員会を開催する。 ■日野市子ども条例委員会の「子どもの権利」の周知啓発を目的とした講演会を実施する。 ■児童館や関係課と協力し、子どもの声を聴く取り組みを進める。	■7/1子ども条例の日を中心に、パネル展や市公式LINEでの発信等の周知啓発を行った。 ■日野市子ども条例委員会を3回開催し、諮問事項についての検証、市長への答申を行った。 ■子ども条例推進講演会を開催した。	B	■子どもの権利の尊重・保障・擁護について、幅広い年代や様々な状況にある子ども達に伝えることができる継続性のある取り組みが必要。	A	■子どもの権利について、市内小学生・中学生を対象としたアンケートを実施し、施策の参考とした。
130	いのちの学校	健康課	継続	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえのない命の大切さを考えてもらうためのパネル展示（いのちのメッセージ展）等を実施する。	■中学校２校で実施。（三沢中・二中）	■令和７年９月　第四中学校で展示 ■令和８年２月　七生中学校で展示 ■令和８年３月　平山中学校で展示	B	■事業開始から１０年以上経過している。学校がこの事業を必要としているのか不明。 日野市自殺総合対策基本計画に位置付けられている事業のため、計画改訂の際に検討が必要。	A	■展示を見た生徒から感想を収集している
131	人権教育の充実	教育指導課	継続	■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 ■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を１名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画する。	■人権教育推進委員を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。 ■人権教育推進委員を対象に研修会を５回実施する。内容は、人権課題「ハンセン病」について、人権課題「インターネットによる人権課題」について、人権課題「女性（アンコンシャスバイアス）」についての講話、東京都人権尊重教育推進研究校の研究発表会への２回参加、人権教育の実践の情報交換等を予定している。	■人権教育推進委員対象の研修会を５回実施した。	A	-	A	■各学校は、人権教育の推進に当たって、児童・生徒・保護者との応対の際には、その心情に配慮し共感的な態度で接している。
132	道徳教育の充実	教育指導課	継続	■「特別の教科　道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。 ■すべての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を引き続き開催する。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。	■全校で道徳授業地区公開講座を実施し、地域・保護者の方への授業公開や意見交換会を行っていく。	■全校で道徳授業地区公開講座が実施された。 ■講師を招聘し、地域・保護者の方も講話を聞けるよう工夫をして実施する学校がある。	A	■地域・保護者の方の授業公開や意見交換会への参加。	A	■児童・生徒の実態に合わせ、学校が地域・保護者の方と共に考えたいテーマで授業及び意見交換会を計画している。
133	いじめ防止総合対策の推進	教育指導課	継続	■校長会・副校長会及び生活指導主任研修会において、日野市子ども条例の周知・啓発を行うとともにいじめ防止総合対策の推進を図る。 ■「（仮称）日野市いじめ防止対策推進条例」の制定・施行に向けた検討を進める。	■校長会・副校長会及び生活指導主任研修会において、日野市子ども条例及び日野市日野市いじめ防止対策推進条例の周知・啓発を行うとともにいじめ防止総合対策の推進を図る。 ■日野市教育委員会いじめ問題対策委員会及び日野市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止総合対策の推進を図る。	■日野市いじめ防止対策推進条例を策定し、令和8年4月から施行できた。	A	-	A	■条例の施工に伴って、児童生徒へのアンケート及びパブリックコメントを実施できた。

② 子どもの権利侵害に対する相談救済体制の整備

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組み内容、取り組み時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
134	子どもオンブズパーソン	福祉政策課	新規	■子どもを権利侵害から救済する公的な第三者機関として、独立した公正・中立な立場で、いじめや差別などの子どもの権利に関する相談に応じ、問題を解決するための救済活動を行う。具体的には、解決方法の助言をしたり、子どもの代弁者となって、関係する大人と建設的な話し合いをしながら子どもの最善の利益を考え、子どもに寄り添いながら一緒に問題解決を図る。	■相談対応を継続するとともに、子どもが相談先を選択しやすいよう周知方法の充実を図る。 ■関係機関との連携方法等について整理し、実務運用につなげる。 ■制度の実効性向上に向けて、運用体制や関係機関との役割分担の整理を進める。	■月4回の相談日を設け、相談・救済体制を運用してきた。 ■相談対応の継続とともに、「子どもの権利」や「子どもオンブズパーソン制度」の周知啓発を実施した。 ■他機関との連携の在り方、組織体制を含む制度運用上の課題整理を進めた。	C	■相談日や来所中心の運用により、子どもが平期にアクセスしにくい面がある。 ■行政からの独立性を確保しつつ、関係機関と適切に連携するための体制が必要である。 ■相談対応に加え、調査・調整も同一体制で担っていることから、負担が大きく、機動的な対応体制の確保に課題がある。	A	■相談対応に当たっては、子どもの最善の利益を考え、子どもの意見を尊重し、寄り添いながら、一緒に問題解決を図ることとしている。

③ 子ども・若者の意見表明の機会の確保

No.	事業名	主担当課	区　分 （前計画との関連） ※「新規」「拡充」は令和5年度以降の実施・拡充事業	事業内容	令和８年度の具体的な取り組み内容	令和7年度の実績 （取組み状況・課題への対応など）	令和7年度実績に対する主担当課の評価	事業の課題として捉えていること	子ども・若者・保護者などの当事者、または当事者と事業を繋ぐ代弁者足り得る者の声を聴く（反映させる）取り組みについて	
									実施状況	取り組みの手法、時期、取り組みによる効果、フィードバックの方法等、取り組み内容について ※Cと回答した場合は検討中の内容 ※Dと回答した場合は実施しない・できない理由
135	子ども・若者の 意見表明の機会の創出	子育て課	新規	■市の施策を行う際に子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映させるように努めることの周知啓発を全庁に対して行う。 ■市役所各課からの要望に応じ、日頃より子どもと触れ合っている児童館職員が「子どもの声を聴く」ことに協力する。	■市全体として、子どもの声を反映した取り組み、事業の取りまとめを行い、HP等での発信を行う。 ■子どもの意見を必要とする他課や他機関・関係団体等からの依頼により、児童館がコーディネートの役割を担い、子どもの意見を集める手法の助言、子どもの意見の収集の機会や場の提供を児童館が中心になって行っていく。	■児童館では、運営協議会をすべての児童館で実施し、子どもの代表者を含む地域の方々との連携を図り、メンバーからの意見を反映させた事業展開を実現した。	B	■子どもの声をどう反映していくのか、引き続き方策の検討が必要。 ■市全体として、子どもの声を聴き、実現した事業について、見える化することが必要。	A	■児童館運営協議会を開催し、子どもを含む関係者からの声を聴いている。